### 近時のアメリカ合衆国における 電気通信事業者間の大型合併をめぐる議論について

— SBC Inc. と AT&T Corporation との合併及び Verizon Communications Inc. と MCI, Inc. との合併を中心に——

松 宮 広 和 情報法研究室

# A Consideration on Recent Telco Mega-mergers in the United States: The SBC Inc./AT&T Corporation and Verizon Communications Inc./MCI, Inc. Mergers

Hirokazu MATSUMIYA

Information, Law and Technology

#### **Abstract**

On October 27, 2005, DOJ approved the SBC/AT&T and Verizon/MCI mergers. On October 31, 2005, FCC authorized them. In these consent degrees, DOJ conditioned the divestiture of some special access connections to some buildings in these RBOCs' in-religion territories. In addition, FCC accepted voluntary, enforceable commitments made by the applicants as merger conditions. These decisions altered the competitive framework of the U.S. telecommunications industry since 1984, when former AT&T Corporation was divested. The Telecommunications Act of 1996 succeeded to the framework, and hypothesized that the PSTN continues to be the unrivaled infrastructure for the industry. Nevertheless, the rise of the IP-based networks has outdated it. FCC tried to modify the framework to accommodate to the Internet age. However, these adjustments also caused asymmetric regulations, which have caused a great number of lawsuits since the AT&T Corp. v. City of Portland, 43 F. Supp. 2d 1146. Comprehensive legislation by the Congress based on the layers model is indispensable for the future.

#### はじめに

インターネット通信の発展、特に、近時のブロードバンド・サービスの普及は、アメリカ合衆国の1996年電気通信法の起草者による想定とは必ずしも一致しない形で、情報通信産業に多大な影響を与えてきた¹。本稿は、近時の情報通信市場における大幅な競争環境の変化がもたらした、地域 Bell 電話会社と大規模な長距離通信事業者との合併である、SBC Communications Inc. と AT&T Corporation との合併及び Verizon Communications Inc. と MCI, Inc. との合併に対する検討を通じて、「IP への収束」が実現されつつある同国における規制の現状と今後の課題について考察を行うことをその目的とする。

#### 1.0 インターネット通信が既存の情報通信制度に与えてきた影響について

#### 1.1 インターネット及びその技術的・制度的な特徴について

「1996年電気通信法」(='the Telecommunications Act of 1996')² において、「インターネット」 (='the Internet')とは、「連邦及び連邦以外の双方の、相互運用性を有する「パケット交換」(='packet switching')³ を使用するデータ・ネットワークから構成される国際的なコンピュータ・ネットワークを意味する」と、定義される⁴。インターネットは、各々が独立した数多くの通信網の緩やかな集合体であり⁵、インターネットより以前に一般に普及した「商用オンライン・サービス」(='commercial online service(s)')⁶ とは異なって、それを集中的に統括する組織又は機構は存在しない⁵。

インターネットは、技術的には、各々が独立したネットワークを共通の「インターネット・プロトコル」(='Internet Protocol'/以下「IP」)®で接続する形で成立した®。そのため、各々のネットワークに接続される機器及びそこで使用されるアプリケーション等の技術的な仕様の決定は、それらのネットワークの管理者に委ねられた¹⁰。また、その民間への普及の初期の段階において、その「基幹幹線網/バックボーン」(='backbone')は連邦政府によって提供されたが、「インターネット・サービス・プロバイダー」(='Internet Service Provider(s)'/以下「ISP(s)」)等によって保有される個々のネットワークの多くの部分は、当初から「コモン・キャリア」(='common carrier(s)')¹¹ である既存の電話会社、特に「インター・エクスチェンジ・キャリア/長距離通信事業者」(='Inter Exchange Carrier(s)' or 'Interexchange Carrier(s)'/以下「IXC(s)」)が提供する専用線の購入という形で構成された。このことは、特に、エンド・ユーザーによる接続を、「ローカル通信事業者」(='Local Exchange Carrier(s)'/以下「LEC(s)」)¹² が提供する「公衆電話交換網」(='Public Switched Telephone Network'/以下「PSTN」)の末端部分の加入者回線を使用する「ダイヤル・アップ接続」(='dial-up connection')に依存していた、インターネットの一般への普及の初期の段階には、顕著であった。

制度的にも、インターネットは、新たな枠組みを構築した。従来型の回線交換型の電話通信は、例えば、IXC(s) に対する LEC(s) との相互接続義務 $^{13}$ 、又はその際の「(広義の) アクセス・チャージ」

(='access charge')14 の支払義務に代表される、制度化された法的な義務によって、通信網の存在が 維持されてきた。このことは、1984年の AT&T Corporation(以下「AT&T 社」)の分割以前には、 同社を中心とする企業集団によって、電話事業が事実上独占されていたこと、及びそのことに起因す る電話事業の構造的な特徴に由来する15。一方、インターネット通信においては、それを構成する個々 のネットワーク間の相互接続は、原則として、「概念的に隣接する通信網の同意にのみもとづく」もの であり、それを規律する法的又は制度的な枠組みは、本稿執筆の時点に至るまで、基本的には存在し ない161718。ネットワーク間の相互接続に際しては、相互接続料金に相当する「ピアリング・フィー」 (='peering fee') の支払いが行われる。ピアリング・フィーの額は、「トラフィック/通信量」(= 'traffic')、それらの方向、及びそれらの時間帯における推移等についての考慮がなされた上で決定され る1920。このことは、その他の契約条件についても同様である。パケット交換型の通信では、その実現 の正否及び/又は実際に伝送されるトラフィック/通信量は、それが完了するまでは確定しない。その ため、ピアリング・フィーは、一般的には「定額制」(='flat rate')で支払われる。また、パケット 交換型の通信では、殆どの場合に「帯域 | (='bandwidth')21 が共有される。そのため、インターネッ ト通信では、事業者は、サービスの提供に際して最善努力義務のみを負うとする「ベスト・エフォー ト | (='best effort(s)') 型の事業形態が一般的である。これらの実務は、インターネットを経由する 通信料金の大幅な低廉化を実現した。

この様にして、既存の PSTN とは全く異なる技術的・制度的枠組みを有するネットワークが、 PSTN とは別個に形成されてきた。このことは、とりわけ、あるものが、インターネットに接続される、ある特定のネットワークと接続することによって、世界中の通信基盤を利用することを可能としてきた。技術的・制度的に開放性を有するインターネットの基本構造は、そこにおける革新的競争及び消費者の利益の増大に大きく寄与してきた。

### 1.2 インターネットが既存の情報通信市場に与えた影響について一特に1996電気通信法が想定した競争環境との関係で一

1996年電気通信法 $^{22}$  は、「1934年通信法」(='the Communications Act of 1934')の制定以後60年余りを経て行われた本格的な改正であり、その主たる対象とする範囲は、電話事業の構造、受容可能なメディア(産業)における集中、ケーブル事業への規制の維持、暴力的又は性的な内容/コンテンツに対する規制、及び「連邦通信委員会」(='the Federal Communications Commission'/以下「FCC」)による規則制定の増加、の5領域 $^{23}$ を含む。同法は、FCCに対して、数多くの規則制定を命じる一方で、それに定められた規制を、具体的な事案に対して行使しないことをも含む広範な権限を付与する $^{2425}$ 。

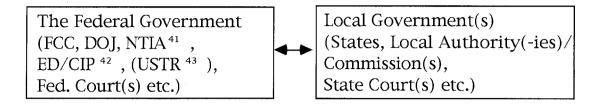
同法の主要な目的は、(a) ローカル電話市場における競争の促進、(b)「多チャンネル・ビデオ・プログラム配信」(='Multichannel Video Programming Distribution'/以下「MVPD」) 市場における競争の促進、及び(c) 地上波放送局の競争力の維持・促進である<sup>26</sup>。これらの(a) 及び(b) は、特に密接に

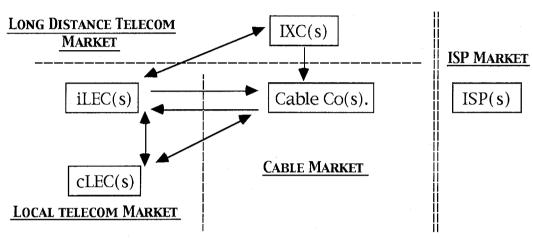
関連する27。

まず、(a) に関連して、1996年電気通信法は、競争の導入に必要不可欠な、「連邦法による専占」(= 'preemption')<sup>28</sup> を明文で規定し、全ての電気通信事業者に対して、「非差別的」(= 'indiscriminate')な「相互接続」(= 'interconnection')義務<sup>29</sup> を賦課する。また、同法は、全ての「既存のローカル通信事業者」(= 'incumbent Local Exchange Carrier(s)'/以下「iLEC(s)」)に対して、「アンバンドルされたネットワーク構成要素」(= 'Unbundled Network Element(s)'/以下「UNE(s)」)を提供する義務を賦課する<sup>3031</sup>。更に、同法は、全てのLEC(s)に対して、それらのサービスの「再販売」(= 'resale')を行う義務を賦課し<sup>32</sup>、かつ、全ての iLEC(s)に対しては、それらが提供するサービスを、「一括」(= 'bulk')かつ「卸売料金」(= 'wholesale rates')で、その他の事業者に対して「再販売」(= 'resale')する義務を賦課する<sup>33</sup>。これらの制度は、IXC(s)に代表される「競争的ローカル通信事業者」(= 'competitive Local Exchange Carrier(s)'/以下「cLEC(s)」)によるローカル通信市場への新規参入を可能及び/又は容易にすることを目的とするものである。

次に、(b) に関連して、同法は、従前の「ビデオ・ダイヤル・トーン」(='Video Dial Tone'/以下「VDT」)<sup>34</sup> に代替する「オープン・ビデオ・システム」(='Open Video Systems'/以下「OVS」)<sup>35</sup> を 導入した。また、既存のケーブル事業に対する規制も、料金規制を含めて大幅に緩和された<sup>36</sup>。これらは、「2番目のワイヤーを家庭に」(='second wire to the home')という考えにもとづいて<sup>3738</sup>、特に「地域 Bell 電話会社」(='Regional Bell Operating Company (-ies)'/以下「RBOC(s)」)が所有する「Bell 電話会社」(='Bell Operating Company (-ies)'/以下「BOC(s)」)と、「複数の地域において事業を運営するケーブル事業者(一般に「統括管理会社」)」(='Multiple System Operator(s)'/以下「MSO(s)」)が所有する各地のケーブル事業者との間に、MVPDサービス市場における競争をもたらすことを意図するものであった。一方、ケーブル事業者と LEC(s) との間における株式の相互保有は、引き続き一定の範囲で禁止されたものの<sup>39</sup>、IXC(s) との間の株式の相互保有に関する規制は、少なくとも法文上には存在しなかった。そのため、既に同法の起草の時点から、IXC(s) によるケーブル事業者の買収が、既に一部の識者によって、予測されていた。

以上から、同法の制定過程において立法者が想定していたであろう、1996年電気通信法によって導入された、ローカル(通信)市場における競争の発展を目的とする仕組み及び政府、事業者及びその他のものの相関図は、[図1]の様に描くことが可能である。





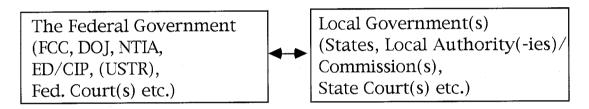
[図1] 1996年電気通信法が当初想定していたと推測される、政府、事業者及びその他のものの相関図40

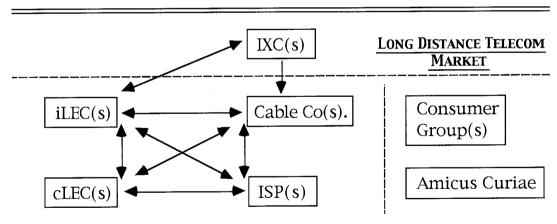
- \*1 長距離通信サービス、ローカル電話サービス及びケーブル・サービスという3つの別個の市場が存在し、相互に相手側の市場に参入することによって、特にiLEC(s)と既存のケーブル事業者との間に競争が導入されることが想定されていた。
- \* 2 iLEC(s)、特に BOC(s) に対して、一定の条件を充足した場合には、長距離通信事業に参入することが 認められた。同様に、IXC(s) に対しては、ローカル通信事業へ参入することが認められた。これらによって、双方の市場において、競争が導入される。
- \*3 IXC(s) がローカル(通信)市場に参入する手段としては、幾つかの選択肢が存在した。その最も有力な選択肢の1つとして、相互保有に関する規制が、それ以前と比較して大幅に緩和されたケーブル事業者の買収が存在し、1996年電気通信法の施行以前から、当該手段によって IXC(s) がローカル(通信)市場に参入する可能性が指摘されていた。
- \*4 ISP(s) とローカル (通信) 市場との関係については、1996年電気通信法には全く記されていない。このことは、同法の制定当時、ISP(s) は、専ら「情報サービス」(='information service') の提供者として位置付けられ、自らのネットワークの保有が想定されていなかったことによるものと考えられる。

しかし、実際において、一般に「(電気) 通信と放送との融合」と呼ばれる現象は、例えば、[図1] において、ケーブル事業者と iLEC(s) が相互に相手側の事業に参入することに代表される様に、既存のサービスの範疇が原則として維持され、それらに対して、既存の事業者が従来はサービスを提供してこなかった領域に相互に参入するという形では顕在化してこなかった。その最大の原因は、近時のインターネット通信の発展、特に、近時のブロードバンド・サービス44の普及がもたらした「IPへの収束」(='IP Convergence')が、政策立案者の想定を越えて進行したことに存在する。ブロードバン

ド技術の発達によって、インターネットは、過去の政策においてはケーブル回線網に期待されてきた大容量の音楽や動画の伝送をも可能としてきた。特に近時においては、「ワールド・ワイド・ウェブ」(='World Wide Web'/以下「WWW」)に関連するアプリケーション・ソフトウェア技術の発展によって、エンド・ユーザーによる「ピアーツーーピア」(='peer-to-peer' or 'P to P'/以下「P 2 P」)型のファイル交換ソフトウェアの利用や、非ネットワーク系の IT 事業者 によって提供される「マルチキャスト」(='multicast')46 の動画配信をともなうサービスに代表される、帯域の「集中的な利用」(='intensive use')によって実現されるサービス及びアプリケーション等が普及してきた。また、IP 技術の発展は、MSO(s)が、従来から一部の地域で提供されてきた回線交換型の音声電話サービスのみならず、「IP 電話」(='Internet Protocol telephony')47 及び「ヴォイス・オーバー・インターネット・プロトコル」(='Voice over Internet Protocol'/以下「VoIP」)48 によって実現される音声サービスを提供することを可能としてきた。

この様な事態の変化を受けて、少なくとも実際の社会における現象としては、[図 2]で示す様な相関図を描くことが可能であると考えられる。





LOCAL TELECOM, CABLE & ISP MARKET CONVINED/MIXED

[図2] 実際の世界において現象として生じた、政府、事業者及びその他のものの相関図49

\* 1 [図 2] において、〈Local Telecom, Cable & ISP Market Convined/Mixed〉と記した様に、VoIP を含むローカル電話サービス、既存のケーブル・サービスを含む MVPD サービス、及び ISP サービスの 3 つが、実際には、1 つの又は相互に密接に関連するサービスとして「収束」(= 'convergence') しつつ あるという現象が生じた。その結果、これらの事業者間で、「トリプル・プレイ・サービス」(= 'Triple

Play Service(s)'/以下「TPS」と呼ばれる、前記の3つのサービスの結合をめぐる競争が発生した。

- \* 2 AT & T 社や MCI, Inc. に代表される様に、IXC(s) の中には、cLEC(s) としてローカル通信市場、特に専用線市場や再販売市場に参入したものも存在する。すなわち、実際には両者は同一である場合も存在する。
- \*3 エンド・ユーザーによる実際の利用に鑑みた場合、ISP(s) が提供する情報サービス(例えば、電子メールや VoIP 等)と IXC(s) が提供する電気通信サービス(すなわち、長距離電話サービス)とは、相互に代替性を有する場合も発生した。このことは、特にマス-マーケットの市場における後者の利用を激減させ、結果として、IXC(s)の経営を顕著に悪化させる原因の1つとなった。

#### 1.3 問題の所在

問題は、「2.x]で後述する様に、「図1]で示した、政策立案者によって当初想定されていた RBOC(s) と IXC(s) との間の競争関係が消滅し、前者が主導する後者との合併が顕在化したことである。IXC(s) 及び ISP(s) による MSO(s) の買収は必ずしも十分な効用をもたらさず、特に、最大の IXC であった AT&T 社は最終的に独自の通信ネットワークの末端部分を確保することが出来なかった50。一方、 2001年に成立した共和党政権下の FCC は、ケーブル回線網を含む通信ネットワークの末端部分に対 するオープン・アクセスに対して非常に肯定的であった民主党政権下の政策を転換し、特に2002年以 降、施設ベースの競争を促進することを目的として通信施設の保有者による専用を認める方向へ連邦 のブロードバンド政策を転換した $^{51}$ 。2003年、FCC は、UNE(s) の提供義務の再考を行った所謂[3]年 毎の再考 | (='Triennial Review'/以下、同じ)52 において、競争者が「デジタル加入者回線 | (='Digital Subscriber Line'/DSL/以下「xDSL」)53 サービスを提供する際に必要となる金属製の「ループ/ローカ ル通信回線 | (='loop(s)') の高周波数部分の提供を義務付ける回線共用義務を3年の移行期間の後に 撤廃すること54、及び家庭内向けの光ファイバーに関するアンバンドル義務の大半を廃止すること55、 を決定した⁵6。更に、FCC は、xDSL サービスを含む有線のブロードバンド•インターネット•アクセ ス・サービスの提供者に対して賦課してきたコモン・キャリア義務を廃止した57。これらの結果、 cLEC(s) は、iLEC(s) が保有するループ/ローカル通信回線に対するアクセスが大幅に制限され、特に ブロードバンド・サービス市場での競争において、後者に著しく劣後することとなった。一方、RBOC(s) による長距離通信事業への参入は、順調に進展し58、近時では iLEC(s) によって、特に事業者顧客を対 象とする長距離通信部分を含む大規模な高速ネットワークの提供も行われる様になった。

しかし、RBOC(s) と IXC(s) との合併によって実現される、ネットワークの上流部分から末端部分までを保有する大規模な通信事業者の成立は、1984年の AT&T 社分割以後現在まで維持されてきた、電気通信市場における競争上の枠組みを著しく改変し、また、一連の規制緩和政策において顕在化した「ネットワークの中立性」(='network neutrality')5960を含む幾つかの重大な問題にも多大な影響を与え得るため、当該合併の是非をめぐる激しい議論が提起されることとなった。

## 2.0 SBC Communications Inc. と AT&T Corporation との合併事件及び Verizon Communications Inc. と MCI. Inc. との合併事件について

#### 2.1 事実の概要及び背景

SBC Communications Inc. (以下「SBC 社」) は、1984年の AT&T 社分割で誕生した RBOC(s) の 1 つである。当初の社名である Southwestern Bell Corporation が示す様に、同社は、本来は米国中西部を本拠としたが、1990年代後半に RBOC(s) を積極的に買収し、その規模を拡大してきた<sup>61</sup>。 AT&T 社は、1984年の分割以前には、全米の BOC(s) を支配し、米国の殆どの地域において事実上の独占を享受していた世界最大の電気通信事業者であり、当該分割後も本件合併に至るまで全米最大のIXC(s) であり、cLEC(s) であった<sup>62</sup>。 Verizon Communications Inc. (以下「Verizon Communications 社」)は、前記の AT&T 社分割によって誕生した RBOC(s) の 1 つであり、当初は米国北東部を本拠とした Bell Atlantic Corporation が、2000年に独立系最大の電話会社であった GTE Corporation と合併したことによって成立した米国最大の電気通信業者であった<sup>63</sup>。 MCI, Inc. (以下「MCI 社」)は、長く合衆国政府からインターネットのバックボーンの運営を委託されてきた MCI Communications Corporation を、1998年に買収により獲得した WorldCom, Inc. を前身とする、全米第 2 位の IXC(s) であった<sup>64</sup>。

インターネット通信の発展によって、トラフィック/通信量が回線交換型の PSTN を迂回し<sup>65</sup>、特に、マス-マーケットを中心に、長距離通信サービスの利用が著しく減少した。インターネットへのトラフィック/通信量の移行は、IXC(s) の経営状態を著しく悪化させた<sup>6667</sup>。一方、ローカル・ネットワークと長距離ネットワークとの統合への要求の増大は、既に1990年代末には予測され、それは、1990年代末から2000年前後にかけて発生した、AT&T 社及び America Online, Inc. による全米規模のMSO(s) に対する買収という形で顕在化した<sup>68</sup>。しかし、その当時はブロードバンド・サービスの普及が必ずしも十分ではなかったこともあって、これらの合併は著しい補完効果をもたらさなかった。逆に、当該合併の失敗を含む一連の経営上の失敗は、AT&T 社に代表される IXC(s) に深刻な経営危機をもたらす原因の1つとなった<sup>69</sup>。この様な状況は、1996年電気通信法の起草の時点では競争関係にあることが想定されていた RBOC(s) と IXC(s) との合併をもたらす強い推進力として機能することとなった。

#### 2.2 監督当局の判断

(a) SBC 社による AT&T 社の買収

#### 1. 事実の概要

2005年1月31日、SBC 社は、AT&T 社との間で、前者の完全子会社と AT&T 社を合併させ、同社をその完全子会社とする形で、約160億合衆国ドルで買収する合意を締結したことを発表した<sup>70</sup>。両者は、当該買収の承認を求める申請を競争当局及び規制当局に対して行い、それらは、審査を行った。

#### 2. 監督当局の判断

#### (A) DOJ と SBC 社及び AT&T 社との間の提案された同意判決

2005年10月27日、「アメリカ合衆国司法省」(='Department of Justice'/以下「DOJ」)は、FCC の判断に先行して、SBC 社による AT&T 社の買収は、当初のまま遂行される場合には、「クレイトン法」(='the Clayton Act')§  $7^{71}$  に違反し得ると判断し、当該買収に条件を賦課することを、DOJ と SBC 社及び AT&T 社との間の同意判決を提案する「訴状」(='complaint')72 の形で明らかなものとした。当該訴状の中心となる内容は、競争が実質的に制限されることを未然に防止することを目的として、当該合併後の企業の資産の一部の「剝奪」(='divestiture')を行うことであった。同時に、DOJ は、提案される「同意判決」(='consent decree')73 を公表した。

当該判断に際して、DOJ の反トラスト部は、(1)「ローカル専用線」(='local private line(s)') サー ビス<sup>74</sup>、(2) 「家庭内のローカル(電話)サービス | (='residential local service(s)') 及び(3) 「家庭内 の長距離(電話)サービス」(='residential long distance service(s)')、(4)「インターネット・バッ クボーン•サービス | (='Internet backbone service(s)')、並びに(5)「事業者顧客に提供される多岐に わたる電気通信サービス」(='a variety of telecommunications service(s) provided to business customer(s)')を含む、合併する会社が競争する全ての領域を捜査した<sup>75</sup>。そして、SBC 社に対する当 該訴状によれば、SBC 社及び AT&T 社の 2 社のみが、Chicago、Dallas-Fort Worth、Detroit、コ ネティカット州 Hartford-New Haven、Indianapolis、Kansas City、Los Angeles、Milwaukee、 San Diego、San Francisco-San Jose、及び St. Louis の11の「大都市地域 | (='Metropolitan Area(s)') における幾つかの建造物に対する直接の有線接続を、所有又は支配している2つの企業であり、した がって、新規参入がない場合には、当該合併は、これらの建造物に対する施設ベースのローカル専用 線サービス、及びそれに依存する、これらの位置/ロケーションにおける音声及びデータの電気通信 サービスにおける競争を著しく減殺させ得ると認定した76。一方、当該部は、これらの都市以外におい ては、既存の競争、出現しつつある(科学)技術、変化しつつある競争環境、及び例外的に大きな合 併特有の効率性によって、当該合併は、競争を阻害することはないであろうし、かつ、消費者に利益 をもたらすであろう、と結論付けた77。

当該問題を解決する目的で、DOJ は、前記の大都市地域内における「添付書類A」(='Attachment A')に記載された建造物への「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」(='Lateral Connection(s)')  $^{78}$  における「(光)ファイバーのストランド」(='fiber strand(s)')に対する「取消権が留保されていない使用権」(='Indefeasible Rights of Use'/以下「IRU(s)」)  $^{79}$  を含む「剝奪資産」(='Divestiture Assets')  $^{80}$  を、各々の都市において1つの購入者である非関連の「取得者」(='Acquirer(s)')に対して譲渡することを命じた $^{81}$ 。このことは、取得者が、SBC 社及びAT&T 社が保有する通信回線網/ネットワークとは別個の接続にもとづいて、これらの位置/ロケーションへ一連のサービスを提供することを可能とする。

当該「剝奪資産」の譲渡は、当該買収の完了から120暦日以内、又は当該最終同意判決の登録の告示

から5日の、何れかの遅い日に、当該判決と整合性を有するやり方で、合衆国の唯一の裁量において、合衆国に承諾可能な条件にもとづいて、行われることが命じられた<sup>82</sup>。合衆国は、その/合衆国の唯一の裁量のもとで、合計60日を越えない期間、1又はそれ以上の延長に合意し得るが、その場合には、当該状況において、当該裁判所に告知しなければならないとされた<sup>83</sup>。被告が、期日までに剝奪を実行しない場合には、当該裁判所は、受託者を選任しなければならないとされた<sup>84</sup>。また、当該裁判所が、当該判決の遵守の検査を行うことが認められた<sup>85</sup>。

また、当該被告に対しては、提案される剝奪の告示の適切な実行<sup>86</sup>、当該最終同意判決に従ってなされる売買への融資の禁止<sup>87</sup>、資産の保全<sup>88</sup>、宣誓供述書の提出<sup>89</sup>、及び当該最終同意判決が効力を有する間の当該「剝奪資産」の再取得の禁止<sup>90</sup> が命じられた。更に、当該裁判所が管轄権を保持すること<sup>91</sup>、当該最終同意判決は、発効日から10年で失効すること<sup>92</sup>、及び当該最終同意判決の登録は、公共の利益に存すること、が規定された<sup>93</sup>。

なお、後述する様に、当該最終同意判決は、コロンビア特別区連邦地方裁判所の承認を必要とした。

#### (B) FCC と SBC 社及び AT&T 社との間の同意命令

2005年10月31日、FCC は、SBC 社及び AT&T 社によって申請されていた当該合併の承認<sup>94</sup> に対して、1934年通信法§214(a)<sup>95</sup> 及び§310(d)<sup>96</sup> 及び「ケーブル・ランディング許可法」(= 'the Cable Landing License Act')§2 <sup>97</sup> にもとづく審査を行った後に、SBC 社と AT&T 社との合併(及び Verizon Communications 社と MCI 社との合併)を承認したことを発表し<sup>98</sup>、同年11月17日、FCC による同意命令<sup>99</sup> を公表した。

FCC は、消費者が、これらの合併からもたらされる公共の利益の便益という報酬を獲得するであろう、と結論付けた。これらの便益は、効率性を増大させ、新たなサービス並びに向上されたネットワークの性能及び信頼性を消費者に提供するであろう、補完的なネットワークの統合を含むと判断された。また、当該合併は、向上されたサービスを政府顧客に提供し、国家の防衛及び自国の安全/セキュリティに利益をもたらす、安定し、信頼可能な合衆国(市民)が所有する会社を創出すると認定された。更に、当該合併は、当該会社に対して、基本的な研究及び開発に従事する、彼らの誘因と資源を増大させる、規模及び範囲の経済の増大を付与するであろうと判断された。最後に、当該合併は、全米の消費者に利益をもたらす相当な費用の削減をもたらすと結論付けた。

FCC による合併の競争(促進)的効果の分析は、以下の6つの重要なサービスに集中された。その各々における認定は以下のとおりである。第1に、「卸売の特別アクセス」(='wholesale special access') $^{100}$  の競争に関連して、FCC は、SBC 社の営業地域における、AT&T 社が直接的な接続を有する唯一の競争的キャリアである限られた数の建造物において、当該合併は、完全に単独のキャリアの施設を経由して提供される、卸売の特別アクセスの市場で、反競争的効果を有し得る、と認定した $^{101}$ 。しかし、FCC は、 $^{2005}$ 年10月27日に、DOJ と申立人との間で締結された提案された同意判決 $^{102}$ が、この潜在的な損害を適切に取り扱う、と認定した。FCC は、更に、当該合併は、水平的効果にお

いても、垂直的効果においても、あるキャリアの施設をその他のキャリアの施設と結合する、その他の特別アクセス・サービスに関して、反競争的効果をもたらさないと思われる、と認定した<sup>103</sup>。

第2に、「企業向けの小売」(= 'retail enterprise')の競争において、FCC は、当該合併が、中規模及び大規模の企業顧客に対して、反競争的効果をもたらさないと思われる、何故なら、これらの顧客は、通信サービスの、洗練された、高容量の購入者であり、かつ、顕著な数のキャリアが、当該市場で競争し続けるであろうからである、と認定した $^{104}$ 。

第3に、「マス・マーケット」(='mass market')の競争において、FCC は、当該合併が、マス・マーケットの顧客に対して、反競争的効果をもたらさないと思われる、何故なら、AT&T 社は、これらのサービスの営業活動を中止し、そして、その市場から次第に撤退しつつあり<sup>105</sup>、一方、MCI 社は、その営業活動を顕著に削減してきたからである、と認定した<sup>106</sup>。また、FCC は、更に、ケーブル VoIP 及び無線サービスを含む、施設ベースのモード間競争は、急速に成長しつつあり、将来のマス・マーケットの競争に関して、より重要な役割を果たすであろう、と認定した<sup>107</sup>。

第4に、「インターネット・バックボーン」(='Internet backbone')の競争において、FCC は、当該合併が、インターネット・バックボーンの市場において、反競争的効果をもたらさないと思われる、と認定した<sup>108</sup>。そして、FCC は、当該合併が、インターネットが独占若しくは複占に傾く原因となる、又は当該合併後の当該法主体に、当該市場を独占に傾け、競争水準以上に価格を引き上げ、若しくはサービスの品質を減殺する、誘因若しくは能力を与えることにはならないと思われる、と認定した<sup>109</sup>。第5に、「卸売の交換」(='wholesale interexchange')(すなわち、卸売の長距離)の競争において、FCC は、当該市場が、何にも増して、超過容量を有する、数多くの競争的な全米的な光ファイバー・ネットワークの存在のために、当該合併以後も競争的であり続けると思われる、と認定した<sup>110</sup>。

第6に、「国際サービス」(='international service')の競争において、FCC は、当該合併が、マス・マーケット、企業向けの、又は地球的な電気通信の顧客に対して、反競争的効果をもたらさないと思われる、と認定した<sup>111</sup>。

また、FCC は、「公益の利益」(='public interest benefits') についても考察を行った。数多くの公益の利益の中で、FCC は、特に、申請者による、FCC の、「相互接続される」(='interconnected') VoIP (サービスの)<sup>112</sup>プロバイダーに対する VoIP 911<sup>113</sup> の要求の履行の進展を認識した<sup>114</sup>。

FCC は、また、当該命令において、「強制可能な条件」(='enforceable condition(s)')として、申請者によって行われる、幾つかの任意の「コミットメント」(='commitment')<sup>115</sup> を採用し、当該合併を承認する条件<sup>116</sup> とした。それらは、以下のとおりである。

- ・申請者は、2年間(特定の州において現時の上訴に服する料金(率)を除いて)UNE(s)のために州に承認された料金(率)の増大を追求しないことを誓約した。
- 申請者は、SBC 社又は Verizon Communications 社が、2003年の「3年毎の再考」(='Triennial Review') 命令の所謂「UNEトリガー」(='UNE trigger')<sup>117</sup> に従って、阻害性が存在せず、それ故、特定の目的に使用される伝送及び/又は高容量の「ループ/ローカル通信回線」(='loop(s)') が

アンバンドルされる必要がない、と主張する「ワイヤー・センター/有線センター」(='wire center(s)') \*\* を特定するに際して、SBC 社の営業地域内において AT&T 社が確立した、及び Verizon Communications 社の営業地域内において MCI 社が確立した、光ファイバー・ベースのコロケーション・アレンジメントを除外する目的で、1回の再計算を誓約した。

- ・申請者は、「サービス品質測定計画」(= 'Service Quality Measurement Plan')を履行することを 誓約した。それは、FCC に、州際特別アクセス・サービスの年 4 回の性能の結果を提供するであろ うと判断された。このコミットメントは、当該合併の完了に続く最初の完全な四半期の開始から30 箇月と45日、又は一般的な、特別アクセスの性能の測定の要求を採用する、FCC の命令の施行日、 の早い方に終了すると規定された。
- ・申請者は、30箇月の間、SBC 社の営業地域内における AT&T 社の既存の営業地域内の顧客によって、又は Verizon Communications 社の営業地域内における MCI 社の既存の営業地域内の顧客によって、DS  $1^{119}$  及び DS  $3^{120}$  のローカル専用線サービスに対して支払われる料金(率)を増大しないことを誓約した。
- ・SBC/AT&T 及び Verizon/MCI は、30箇月の間、類似の状況に置かれたその他の顧客にとって一般 的に入手不可能な特別アクセス・サービスを、自ら、彼らの長距離通信事業者である関連会社、又 は、(彼らの) 相互に、若しくは、彼らの関連会社に対して、提供しないことを誓約した。
- ・申請者は、30箇月の間、新たな又は修正された契約約款にもとづくサービスを、連邦通信法 §272 (a)<sup>121</sup> に規定される彼ら自身の関連会社に提供する以前に、FCC に対して、彼らの契約約款に従って、(彼らの)相互に、又は、彼らの関連会社以外の非関連顧客に対して、サービスを提供することを、確証することを誓約した。
- ・申請者は、30箇月の間、彼らが彼らの営業地域内において提供する契約(約款の)料金表であって、「合併の完了日」(='the Merger Closing Date') に FCC において手続きが行われているものを含む、特別アクセス・サービスに対する SBC 社又は AT&T 社の州際の(約款の)料金表に述べられた料金(率)を増大しないことを誓約した。
- ・申請者は、3年の間、彼らが「合併の完了日」に協力して行っていたのと少なくとも同数の「インターネット・バックボーン・サービス」(='Internet backbone service(s)') の提供者と、「セトゥルメント-フリーのピアリング・アレンジメント」(='settlement-free peering arrangement(s)') を、維持することを誓約した。
- ・申請者は、2年の間、彼らの「ピアリング・ポリシー」(='peering policy (-ies)')を、公衆がアクセスすることが可能な WWW サイト上に「ポスト/投稿」(='post')し、維持することを誓約した。この2年の間、申請者は、彼らのピアリング・ポリシーに対する如何なる改訂も、それが行われる度に、適時にポスト/投稿する。
- ・また、特に、SBC/AT&Tは、以下に同意した。
- (1) 当該合併が、Alascom, Inc. (以下「Alascom 社」) によって提供される「交換サービス」(=

'interexchange service(s)')(すなわち、長距離サービス)に対して、アラスカ州によって賦課される「最後に依頼されるキャリアとしての義務」(='carrier of last resort obligations')を変更しないこと、

- (2) 当該合併が、「合併の完了日」に、Alascom 社に対して適用される、制定法上の及び規制上の、地理的な、「料金(率)の平均化」(='rate averaging')、並びに「料金(率)の統合」(='rate integration') に関する規則を改変しないこと、及び
- (3) 「合併の完了日」以後、SBC/AT&T は、Alascom 社を、「別個の」(='distinct')、しかし、「構造的に分離されていない」(='not structurally separate')、法人格として運営すること。
- ・申請者は、「合併の完了日」から12箇月以内に、営業地域内の顧客に対して、彼らに回線交換型の音 声電話サービスについても購入することを要求することなく、xDSL サービスを提供することを誓 約した。当該会社は、ある特定の州で当該募集がなされた時点から2年間、それを入手可能とする。
- 申請者は、2年間、2005年9月に公布された、FCCの「インターネット政策声明」(='the Internet Policy Statement')<sup>122</sup>と調和するやり方で、業務を遂行することを誓約した。
- 最後に、申請者は、彼らがこれらの強制可能なコミットメントを遵守していることを確証する手続きを毎年行うことを誓約した。

#### (C) コロンビア特別区連邦地方裁判所の判断

米国では、クレイトン法§ 5、すなわち、「Tunney 法」(='the Tunney Act')<sup>123</sup> によって、連邦裁判所の裁判官に対して、合併の可否を審査する権限が付与されている。同法の2004年の改正によって、企業買収の承認手続きにおける新たな権限が連邦裁判官に付与された。当該改正によって、裁判官は、合意判決の効果、及びその判決が登録される場合において公益が保護されるか否かを判断する義務が賦課された。また、裁判官は、買収が関連市場における競争に与える影響についても検討することとされた。本件では、両合併事件が統合された後に、コロンビア特別区連邦地方裁判所において、DOJによって(正式)手続きが行われた当該訴状<sup>124</sup> に記載された競争的関心事を取り扱う当該同意判決に含まれる当該救済の適切性が再考された。

2006年7月25日、コロンビア特別区連邦地方裁判所の Emmet G. Sullivan 判事<sup>125</sup> は、SBC 社による AT&T 社の買収及び Verizon Communications 社による MCI 社の買収の承認のためには、当該合併が公共の利益に合致することを示す更なる情報が必要であるとの考えにもとづいて、「裁判所としては、現在は同意判決案の承認も否定も出来ない」、と述べた。当該声明は、当該合併の当事者による実務上の手続きが完了した後に行われたものであるために、その後の進展が危惧された。しかし、2007年3月29日、Sullivan 判事は、両合併を承認する旨の命令<sup>126</sup> を、判決<sup>127</sup> とともに公表し、当該合併は、最終的に承認されることとなった。

当該裁判所の判断を受けて、DOJの司法次官補で反トラスト部の長である Thomas O. Barnett 氏は、2007年3月30日、前日に公表された、SBC社によるAT&T社の買収及びVerizon Communications

社による MCI 社の買収を承認する、コロンビア特別区連邦地方裁判所の判決を歓迎する旨の声明を発表した $^{128}$ 。なお、当該裁判所による承認は、本件合併に続いて発生した AT&T Inc. と BellSouth Corporation との合併に対する当局による承認より更に後に行われたため、それらの手続きに対しても影響を与えた $^{129}$ 。

#### 3. その後の経緯について

2005年11月18日、SBC 社と AT&T 社との合併が、完了した。

#### (b) Verizon Communications 社による MCI 社の買収

#### 1. 事実の概要

2005年2月14日、Verizon Communications 社は、MCI 社との間で、同社をその完全子会社とする形で買収する合意を締結したことを発表した<sup>130</sup>。両者は、当該買収の承認を求める申請を競争当局及び規制当局に対して行い、それらは、審査を行った。

#### 2. 監督当局の判断

#### (A) DOJ と Verizon Communications 社及び MCI 社との間の提案された同意判決

2005年10月27日、DOJ は、FCC の判断に先行して、Verizon Communications 社による MCI 社の買収は、当初のまま遂行される場合には、クレイトン法§  $7^{131}$  に違反し得ると判断し、当該買収に条件を賦課することを、DOJ と Verizon Communications 社及び MCI 社との間の同意判決を提案する訴状 $^{132}$  の形で明らかなものとし、同時に、DOJ と Verizon Communications 社及び MCI 社との間の提案される同意判決 $^{133}$  を公表した。SBC 社による AT&T 社の買収に際して提案された同意判決と同様に、本件でも、Verizon Communications 社及び MCI 社の 2 社のみが直接の有線接続を所有又は支配していると認定された、前者の営業地域内に位置する Washington-Baltimore、Boston、New York、Philadelphia、Tampa、ヴァジニア州 Richmond、ロウド・アイランド州 Providence、及びメイン州 Portland の 8 の「大都市地域」に存在する数百の建造物への「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」 $^{134}$  における「(光) ファイバーのストランド」に対する IRU(s) $^{135}$  の剝奪のみが命じられた $^{136}$ 。概して、本件同意判決で捜査対象とされた内容は、SBC 社と AT&T 社との合併における同意判決と同様であり、前記の項目以外については、競争阻害性が否定され、また、合併がもたらすであろう消費者への利益が肯定された $^{137}$ 。

#### (B) FCC と Verizon Communications 社及び MCI 社との間の同意命令

2005年10月31日、FCC は、AT&T 社及び BellSouth 社によって申請されていた当該合併の承認<sup>138</sup> に対して、1934年通信法§214(a)<sup>139</sup> 及び§310(d)<sup>140</sup> 及びケーブル・ランディング許可法§ 2<sup>141</sup> にもとづく 審査を行った後に、Verizon Communications 社と MCI 社との合併(及び SBC 社と AT&T 社との

合併)を承認したことを発表し $^{142}$ 、同年11月17日、FCC による同意命令 $^{143}$  を公表した。FCC は、特別アクセス $^{144}$  市場における反競争効果を有し得る、と認定した $^{145}$ 。しかし、FCC は、2005年10月27日に、DOJ と申立人との間で締結された提案された同意判決 $^{146}$  が、この潜在的な損害を適切に取り扱う、と認定した $^{147}$ 。本件における、審査の対象、FCC による判断及び申請者によるコミットメントの内容(Alascom 社に関する事項を除く)は、SBC 社と AT&T 社との合併におけるそれらとほぼ同様である。FCC は、申請者による幾つかの任意のコミットメント $^{148}$  を採用し、それを条件 $^{149}$  として、当該合併を承認した $^{150151}$ 。

#### (C) コロンビア特別区連邦地方裁判所の判断

コロンビア特別区連邦地方裁判所の Sullivan 判事は、SBC 社と AT&T 社との合併事件と Verizon Communications 社と MCI 社との合併事件とを統合した上で、それらを承認した。そのため、その内容は、SBC 社と AT&T 社との合併の際に示された判断と全く同一である。 [2.2 (a) 2.(C)] を参照のこと。

#### 3. その後の経緯について

2006年1月6日、Verizon Communications 社と MCI 社との合併が、完了した。

#### 2.3 [小括]

以上の経緯を経て、これらの合併は完了した。また、これらに先行して、米国の長距離通信市場に おける第 3 位の事業者であった Sprint Corporation も、移動体通信事業者である Nextel Communications, Inc.と合併し $^{152}$ 、同国における専業の IXC(s) は消滅した。

#### 3.0 考察

### 3.1 所謂「1996年電気通信法以後」の通信政策について一特に固定系の通信サービスに関するものを中心に一

RBOC(s) を当事者とするこれら2つの大型合併は、IXC(s) とiLEC(s) との間の競争促進をも意図した1996年電気通信法が想定する米国の電気通信市場における競争環境のみならず、両者を分離した1984年のAT&T社分割の際に想定された競争環境にも根本的な変革をもたらすものであった。本件合併に際して示された当局の判断は、概して、以下の2点において、大きな意義を有するものであると考えられる。

第1に、所謂「1996年電気通信法以後」の通信政策、特に固定系の通信サービスの提供者に対する 新たな競争上の枠組みについての政策が、事実上形成されたことである。本件合併で、当局は、従前 の競争上の枠組みを修正して、1984年に分割された AT&T 社の長距離通信部門とローカル通信部門 との統合を承認した。本件合併が発生した背景として、近時の IXC(s) の経営不振が存在する。IXC(s)、特に1990年代以降の AT&T 社による、運営方針及び技術方針における経営上の失敗を指摘する見解も存在する  $^{153154}$ 。また、IXC(s) 及び ISP(s) による大規模な買収及び投資が行われた時期が、米国で  $^{2000}$ 年前後に発生した所謂「インターネット・バブル」(='The Internet Bubble')又は「ドットコム・バブル」(='Dot-com bubble')と呼ばれる泡沫的な好景気及びその崩壊と時間的に重なったことの重大性を指摘する見解も存在する  $^{155}$ 。

[1.2]で述べた近時の競争環境の変化、特にインターネット通信の普及による長距離通信サービスに対する需要の低下及び RBOC(s) による営業地域内での長距離サービスの提供の認可の獲得による交換(長距離)市場の経済的な基礎の劇的な変化に鑑みた場合<sup>156</sup>、当局による競争上の枠組みの修正は、一定の範囲で説得力を有する。当該修正は、インターネットの物理的構造からも合理的な説明がなされ得る。

現在のインターネット(及びそれを構成する個々のネットワーク)は、概して、上流、中流及びネットワークの末端部分である下流という 3 つの部分から構成される $^{157}$ 。本件合併事件における当局の判断は、これらの各々に対して、競争の維持を目的とする規制を導入するものであると理解することが可能である。まず、インターネットの最上流部分のバックボーンについて、初めて「バックボーン市場」が認定され、特に非関連 ISP(s) との相互接続が維持された $^{158159}$ 。次に、インターネットの中流部分を構成する、例えば、ISP(s) による個々のネットワークの構築を実現する規制も強化された。当該部分については、 $^{1996$ 年電気通信法によって導入された各種の制度によって、非関連の電気通信事業者又は ISP(s) による自らのネットワークの構築は比較的容易なものとなってきたが $^{160}$ 、その最も有用な手段 1 つである UNE(s) の提供を維持する目的で、FCC は、料金(率)の維持を条件付けた。更に、ネットワークの末端部分については、事業者向けの市場においては、特別アクセスを提供する際に必要となる光ファイバーの使用権の一部の剝奪を命じ、かつ、マス-マーケットの市場においては、「スタンド-アローンの」(='stand-alone') xDSL サービスの提供、及びネットワークの中立性を維持する目的で、「インターネット政策声明」 $^{161}$  と調和する形での業務の遂行を条件付けた。これらは、インターネット通信を実現する際に必要となる各種の通信サービスが供給される市場における競争の維持を目的とするものである。

以上の様に、概して、これらの合併事件における当局、特に規制当局である FCC の判断は、既存の PSTN と長距離電話通信及びローカル電話通信を前提とする既存の競争上の枠組みを、各々が独立したネットワークの集合体とそれを経由するインターネット通信を前提とするものへと、法に授権され 得る範囲において、可能な限りの修正を試みた結果であると理解することが可能であるものと思われる。

第2に、競争当局と規制当局との関係のあり方(換言するならば、各々が管轄権を有する競争法と 事業法との役割分担のあり方)に関する重要な事例が示されたことである。特に1996年電気通信法の 制定以後、電気通信の領域において、両者の関係のあり方は、数多くの議論を提起してきた。概して、 多数説においては、両者は補完関係にあると理解される一方で<sup>162</sup>、競争法のより積極的な適用を主張する考え<sup>163</sup> や、前者から後者への移行を主張する識者も存在する<sup>164</sup>。また、特に技術革新がもたらす情報通信市場における競争環境の急速な変化に鑑みて、競争法の重要性を指摘する論説も存在する<sup>165</sup>。概して、裁判所は、両者の適用を認める<sup>166</sup>。所謂「Trinko 事件」において、合衆国最高裁判所は、1996年電気通信法が反トラスト法の適用を妨げず、むしろ相互に整合的に運用されるべきであるという考えを認めた上で、所謂「Aspen Skiing 事件」<sup>167</sup>とは異なって、本件では、短期的な利益の犠牲にもとづく競争の減殺による独占力の強化は存在せず、また、事業法にもとづくネットワークの提供義務が存在することにより「エッセンシャル・ファシリティ」(='Essential Facility(-ies)'/以下「EF」)の4要件の1つを欠くと述べて、結局 EF 理論を採用しなかった<sup>168</sup>。当該判決を認容する見解も存在する一方で<sup>169</sup>、それに対する強い批判も存在する<sup>170</sup>。

本件では、競争当局である DOJ が、規制当局である FCC と密接な連携のもとで行動したことを明言した上で $^{171}$ 、比較法的にも短期的であるとされる視点において、専ら関連市場で競争の阻害をもたらし得る事項のみを規制した。一方、FCC は、自らが有する専門的知識及び広範な規制権限 $^{172}$  を背景に、申請者が自ら誓約するコミットメントを合併承認に際しての条件とすることによって、(例えば、州当局が自らの監督権限のもとで承認した UNE(s) の料金(率)等を含む)FCC が本来有する監督権限の範囲には必ずしも含まれない事項についても、自らが好ましいと考える政策を採択することに成功した。ブロードバンド・サービスが、電気通信サービスとしてではなく、情報サービスであると性質決定されたことは、規制当局である FCC のみならず、競争当局による関与の可能性をもたらした $^{173}$ 。競争当局と規制当局との関係のあり方については、今後も議論の余地が存在し得るが、概して、競争当局の権限が、競争を阻害し得る事項を専ら事後的に規制することに存在することに鑑みた場合、本件で示された両者の連携のあり方は、 $^{174175}$ 。

### 3.2 地域 Bell 電話会社を当事者とする大型合併に対する評価について一特に FCC における議論を中心に一

[2.2]で前述した様に、本件の合併審査では、FCCが非常に大きな役割を果たした。当該合併におけるFCCの同意命令は、4人の委員の全会一致で命じられた。しかし、それらに対する各委員の評価は、規制緩和を推進してきた共和党支持者である Kevin J. Martin委員長及び Kathleen Q. Abernathy 委員と、それに反対する民主党支持者である Michael J. Copps 委員及び Jonathan S. Adelstein 委員との間で大きく異なり、これらの委員の全てが各々の補足意見を公表した。

まず、Martin 委員長は、その声明<sup>176</sup> において、当該合併によって、マス・マーケット及び企業の顧客の双方に対して、新たな及び高度なサービスを提供するであろう全米規模の施設ベースの電気通信サービスの提供者/プロバイダーを創出することの利点、特に、光ファイバー・ネットワークに対する顕著な投資、及びこれらのネットワークによって実現される音声、データ、及びビデオの広範な一連のサービスの顧客への提供を強調する。また、合併後の法主体が有するであろう国際的な競争力も積

極的に評価する。更に、当該合併によってもたらされる、LEC(s) 及び IXC(s) 間でのネットワーク施設の補完も、積極的に評価する。

その一方で、一部の識者によって、合併後の法主体が、卸売の電気通信サービスの市場、及び(特に事業者であるエンド・ユーザーに対する)特別アクセス・サービス市場に対してもたらし得る影響力が憂慮されてきたことを認識していることを表明する。しかし、Martin 委員長は、DOJ によって賦課された救済が、当該問題に関して適切に取り扱うであろうことを信じるとの見解を示す。同時に、FCCによる本件同意命令によって、新たにインターネット・バックボーン市場が認定され、それに対する当該合併の影響に対する憂慮が提起されてきたことを特記する。更に、Martin 委員長は、当該同意命令によって賦課された条件の全てが必要であるとは信じないという考えを示し、当事者によって誓約されたコミットメントは、当該合併が早期に承認されることを確かなものとする目的で選択されたものであることを強調する。そして、多数の新たな科学技術及びプラットフォームを使用する顧客を求めて、今日モード間及びモード内の双方に存在するプロバイダー間の積極的な競争を高く評価する。なお、Martin 委員長は、ネットワークの中立性の問題については、言及していない。

Abernathy 委員も、その声明<sup>177</sup> において、近時の電気通信市場において競争に拍車をかけてきた技術の発展/前進を積極的に評価する。そして、当該合併によってもたらされる最も主要な問題は、2組の申請者間の合併という当該特定の収束が、公共の利益、特に、当該2つの合併が、革新及び競争の発展を更に進めるか、ということであるとの見解を示す。そして、今日の電気通信市場は、活発、かつ、能力が試されるものであり、投資に対する保証された変換率を提供しないこと、及び、BOC(s) が営業地域内での長距離サービスの提供の認可を獲得したことによって、長距離通信市場の経済的な基礎が劇的に変化したことを強調する。そして、当該合併によってもたらされる、LEC(s) 及び IXC(s) 間でのネットワーク施設の補完は、その必然的な結果であるとして、積極的に評価する。その一方で、Abernathy 委員は、当該同意命令を、如何にして消費者に利益を付与するために変化を解き放つかということでなく、むしろ、変化の発展及び速度を細部に至るまで管理することに集中しているものであるとして、極めて消極的に評価し、それによって賦課される条件の幾つかは、当該市場が変化してきた程度、及び、如何にしてそれが申請者による市場行動を含むかを正当に評価することにおける誤りを反映するものであるとの考えを示す。

一方、民主党支持者である Copps 委員は、その声明<sup>178</sup> において、まず、FCC が、特に iLEC(s) が保有するローカル通信ネットワークを対象とするボトルネック施設の開放を手段としてモード内競争を実現する1996年電気通信法の競争促進的政策の当初の目的を達成してこなかったこと、それに対して、特に家庭内(サービス)の市場に対して、新規参入者が到達できる範囲を超えて、モード間競争を重視してきたこと、更に、企業競争を禁止したこと、を指摘する。そして、その結果、有線(サービス)市場の半分以上が、既存の有線(サービス)の提供者の支配に服し、VoIP に代表される新たなサービスの発展が、米国のブロードバンド・サービスの高価格によって、遅滞してきたと主張する。また、当該合併によって、インターネットのバックボーンが少数者による支配によって、同じ方向に

向かうことによって、公共インターネットの革新が阻害されることを危惧する。

また、Copps 委員は、FCC における議論が、本質的で、生産的で、公正なものであったことは認めつつも、理想にはほど遠いものであると考える。彼は、当該同意命令が、競争及び消費者に対する数多くの可能性のある損害の可能性を取り扱う目的と同様に、インターネットを常に特徴付けなければならない開放性及び革新を保護する目的で、スタンド-アローンの xDSL、ネットワークの中立、インターネット・バックボーン、特別アクセス及び UNE(s) に対して、一定の条件を賦課したことは肯定する。しかし、これらは最低限のものであると評価して、DOJ の同意判決で、実際に賦課された義務以上に、重複する施設及び経路のより顕著な剝奪を要求する必要性を主張し、また、当事者によるコミットメントの幾つかは、永続的なものではなく、十分に長期間のものではないとの識者の主張を肯定する。しかし、少なくとも、当該コミットメントが効力を有する期間において、それが公式の政策となり、そのことによって、消費者の要求及び FCC の考えによって、それらが延長されることを期待する。更に、FCC の権能を越える部分については、連邦議会が、通信法の改正を試みる際に、当該問題に対処することを期待する。

更に、Copps 委員は、米国の経済の主要な牽引者となるであろうインターネットの革新性を維持する目的で、当該コミットメントによって賦課される条件の中でも、ネットワークの中立性の確保を重視する。そして、米国の現状の問題点を指摘して、FCC による監視/モニタリングの必要性を強調し、必要な場合には、現実の世界に対する徹底的な究明及びそれに対する対処の必要性を主張する。

Adelstein 委員も、その声明<sup>179</sup> において、概して、Copps 委員の意見に同調する。そして、当該同意命令によって賦課された条件である、スタンド-アローンの xDSL の提供、申請者による所謂 FCC の「ブロードバンド政策声明」の遵守、及びインターネット・バックボーン市場における集中からの保護を目的として誓約されたコミットメントを賞賛する一方で、当該コミットメントが僅か 2 年間のものであることに警告を発する。

以上の様に、当該合併における FCC の同意命令は、全会一致で命じられたものの、それに対する評価は、各委員の間で大きく異なる。

#### 3.3 近い将来における政策的課題について一特に規制の非対称性の問題を中心に一

これらの合併に際して示された当局の判断は、FCC の各委員の声明にも示される様に、一定の範囲で評価され得るものである。しかし、[1.2]で前述した様に、「IP への収束」が進行しつつある状況に鑑みた場合、これらは幾つかの問題も提起することが明らかとなる。特に、規制の非対称性の問題は重大である。

まず、ISPサービスに対する規制の非対象性の問題についてである。1990年代末の所謂「Portland 事件」<sup>180</sup>から近時の「ネットワークの中立性」に至る一連の議論は、物理的ネットワーク、特にその末端部分を保有する保有者が、エンド・ユーザーの視点から見た場合には類似のサービスを提供する場合であっても、異なる規制に服するという、規制の非対象性を契機に発生した<sup>181</sup>。民主党政権下のFCC

は、ケーブル回線網についても、iLEC(s) が保有する PSTN と同様に、競争者に対して開放する方向で検討していた $^{182}$ 。しかし、 $^{2001}$ 年に成立した共和党政権下の FCC は、一連の規制緩和政策を推進し、 $^{2005}$ 年 9月23日、iLEC(s) やケーブル事業者を含む有線のブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスの施設ベースの提供者に対して、当該サービスの一部である「伝送」 (= 'transmission') の構成要素を、スタンド-アローンのコモン・キャリア・ベースで提供する義務を廃止する規則を公表した $^{183}$ 。また、合衆国最高裁判所も、 $^{2005}$ 年 6月27日、National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services $^{184}$  において、ケーブル・モデム・サービスの法的性質をめぐる争いに最終的な判断を示して、当該サービスが、統合された情報サービスとして規制されることが確定した。その後、更なる規則制定も含めて、有線のブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスは、基本的には情報サービスとして分類されることが確定した。このことは、iLEC(s) とケーブル事業者との間に存在した規制の非対象性を解消した $^{185}$ 。また、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスを可能とする伝送路の建設への誘因を確保した $^{186}$ 。しかし、その一方で、当該サービスの提供は、厳格なコモン・キャリア規制に服することなく、ISP サービスの提供に際して、ネットワークの末端部分の伝送路に対して排他的な支配を有することが可能となった。

近時に「ネットワークの中立性」をめぐる議論が活発化してきた最大の理由は、この様な競争環境の変化を受けて、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスが情報サービスであることを前提としつつも、インターネットが維持してきた「エンド・トゥー・エンド」(='end to end')<sup>187</sup> の構造を維持し、その変革をもたらし得る行為を規制する法的枠組みを構築するべきであるという考えが、一定の説得力を有する様になってきたことに存在する。本件合併に際して、「インターネット政策声明」と調和する形での業務の遂行が、当該合併承認に際しての条件とされたことは、当該考えの支持者にとって、大きな収穫である。しかし、結果として、本件合併に際して誓約されたコミットメントが、それらを誓約した申請者と、その他のiLEC(s)及びケーブル事業者を含む有線のブロードバンド・サービスの提供者との間に新たな規制の非対称性を発生させたことは否定出来ない<sup>188189</sup>。

次に、MVPDサービスに対する規制の非対称性の問題についてである。MVPDサービスの提供に際しても、エンド・ユーザーに提供されるサービスの性質を基準に規制のあり方を判断する「機能的アプローチ」(='functional approach')が、依然として採用され、規制の非対象性をもたらしている<sup>190</sup>。特に、近年の規制緩和以降も存続するケーブル・サービスに対する地方政府による監督権限の存在は、2005年初頭以降、当該サービスに対する規制の大幅な緩和、例えば、iLEC(s)による MVPD サービスの提供の容易化を目的とする所謂「全米ケーブル・フランチャイジング」を含む連邦通信法の大幅な改正が、連邦議会で提案される契機をもたらしてきた<sup>191</sup>。

更に、音声通話サービスに対する規制の非対象性の問題についてである。当該通話サービスにおける規制の非対称性の存在は、顕著である。例えば、電気通信事業者が、PSTN を使用して当該サービスを提供する場合には、1934年連邦通信法の第 II 編にもとづいてコモン・キャリアとしての厳格な規制に服するのに対して<sup>192</sup>、ケーブル事業者が、VoIP 技術を使用して音声通話サービスを提供する場合

には、同法第 VI 編にもとづいてケーブル事業者としての規制にのみ服する $^{193}$ 。また、相互接続される VoIP サービス $^{194}$  の提供者に対しては、緊急電話サービスの提供及び犯罪捜査への協力等に関連して、それらと競争関係にある非ネットワーク系の VoIP サービスの提供者には賦課されない幾つかの義務 が賦課される $^{195}$ 。

これらの問題の多くは、例えば、VoIP サービスに対する期待等にもとづく規制緩和が主張される現在においても、既存の通信制度が、インターネットに接続されるものも含む各種のネットワークを構成する専用線として利用されるものも含めて、最終的には、電気通信事業者が保有する PSTN の存在に大きく依存していることに起因する。しかし、 $\Gamma IP$  への収束」が進展し、非ネットワーク系の  $\Gamma IT$  事業者によって提供される、既存のサービスと類似のサービスが普及し、更に現在使用されている PSTN が耐用年数を迎える時点においては  $\Gamma IP$  への収束 関制論又は水平型規制論という考えにもとづく立法による規制的枠組みの抜本的修正の必要性  $\Gamma IP$  が、より一層顕在化することとなるものと思われる。

#### むすびにかえて

「次世代のネットワーク」(='the Next Generation Network(s)'/NGN(s))198 に代表される新たな IP ベースの通信網の発展は、iLEC(s) 及びその他の事業者に対して賦課される義務の再考を、半ば必然的に要求する。今後は、「IP への収束」が進行し、IP 技術にもとづく PSTN に代替するネットワークの構築が進行する中で199、既存のインターネットの発展を支えてきた有効な競争と革新を維持しつつ、如何にして、非採算地域を含めて消費者に対するより優れたサービスの提供を可能とする規制的枠組みを構築するか、という議論が一段と活発化するものと思われる200。近時には我が国においても、ネットワークの中立性201、(電気)通信と放送の融合202 及びそれらのサービスの提供者に対する規制のあり方203 等の問題が議論されてきた。その様な考察において、近時の米国における電気通信事業者間の大型合併をめぐる議論は、我が国でも一定の意義を有するものと思われる。

**[付記**] 本稿は、研究題目「インターネットを経由するコンテンツ配信サービスの発展が既存の情報通信制度に与える影響に関する研究」に対して支援された、平成18年度財団法人電気通信普及財団研究助成の成果の一部を含むものである。

<sup>1</sup> 例えば、拙稿「インターネット接続のブロードバンド化が電気通信事業に与える影響について」六甲台論集(法学 政治学篇) 48巻 3 号 1 頁以下 (2002年) 等を参照のこと。

<sup>2</sup> The Telecommunications Act of 1996, Pub. L. No.104-104; 110 Stat. 56 (1996) (codified as amended at 47 U.S.C. §§151-714 (1999)).

<sup>3</sup> コンピュータ通信網において使用される技術であって、コンピュータに、メッセージの送信以前に、それを小さな 「パケット」に分括することを要求するもののこと。殆どのコンピュータ通信網と同様に、インターネットもパケッ

- ト交換を使用する。Douglas E. Comer. The Internet Book 336 (3d ed. 2000) 等を参照。
- 4 47 U.S.C. §230 (f) (1) (2007).
- 5 Lee W. McKnight & Joseph P. Bailey, Internet Economics 122 (1997).
- 6 「双方向コンピュータ・サービス」(='interactive computer service') は、「双方向コンピュータ・サービスの語は、如何なるものであれ、複数の利用者に対してコンピュータ・アクセスを提供し又は可能とする、情報サービス、情報システム又はアクセス・ソフトウェア提供者を意味し、特に、インターネットへのアクセスを提供するサービス若しくはシステム、又は図書館若しくは教育機関が運営するその様なシステム若しくはこれらが提供するその様なサービスを含む」と定義される。47 U.S.C. §230 (f) (2) (2007).
- 7 McKnight & Bailey, supra note 5, at 30.
- 8 「伝送制御プロトコル」(='Transmission Control Protocol'/以下「TCP」) 及び「インターネット・プロトコル」 (='Internet Protocol'/以下「IP」) から構成される「TCP/IP プロトコル・スタック」 (='TCP/IP Protocol stack') の「ネットワーク-レイヤー・プロトコル」 (='network-layer protocol') であって、コネクションレス又はパケット (交換による) 接続サービスを提供するもののこと。IP によるパケットは、「ベスト・エフォート」型を基本として伝搬される。あるパケットが成功裏に伝送されなかった場合には、当該パケットは破棄される。この様な事態が生じた場合には、当該プロトコル・スタックの「インターネット・メッセージ制御プロトコル」 (='Internet Message Control Protocol'/IMCP) が、送信者に対して、当該パケットが破棄されたことを通知し、その後、当該部分についての再送信が行われる。IP は、「送信」 (='addressing')、「サービスの類型」 (='type-of-service')、「仕様」 (='specification')、(メッセージからパケットへの)「細分化」 (='fragmentation')、(パケットからメッセージへの)「再構成」 (='reassembly')、及び「セキュリティ」 (='security') に関する特徴を提供する。Jade Clayton、McGraw-Hill Illustrated Telecom Dictionary 319 (2d ed. 2000).
- 9 インターネットの歴史の詳細は、紙面の都合で省略する。例えば、拙稿・前掲注(1) [1.1] 等を参照のこと。
- 10 Comer, supra note 3, at 110等を参照。
- 11 「コモン・キャリア」(='common carrier') は、「本法に服さないとされている場合を除き、如何なるものであれ、報酬を目的とする(='for hire') コモン・キャリアとして、有線又は無線の州際通信若しくは外国との通信、又は、州際若しくは外国とのエネルギーの無線伝送に従事するものを意味する。但し、無線放送に従事するものは、そのものが当該事業に従事する限りにおいては、コモン・キャリアであると看做されない。」と、定義される。47 U.S.C. § 153 (10) (2007). また、「連邦行政命令集」(='Code of Federal Regulations') では、「通信コモン・キャリア-如何なるものであれ、公衆に対して報酬を目的として通信サービスを提供するもの」と定義されている。47 C.F.R. §21.2 (2007).
- 12 'local'の語は、1984年の AT&T Corporation(以下「AT&T 社」)分割以前は専ら「市内」を意味したが、同社の分割に際して「地域(内)アクセス伝送区域」(= 'Local Access and Transport Area'/以下「LATA」)が導入されたことによって、「LATA 内市外」の意味でも用いられる様になった。この様なアメリカ合衆国における固有性を鑑みて、本稿では「地域電話会社」等の慣用的に使用されている例外的な語を除いて、以下「ローカル」の語を用いる。LATA は、以下の様に定義される地理的な範囲である。「地域(内)アクセス伝送区域一地域(内)アクセス伝送区域又は LATA の語は、以下の連続した地理的な区域を意味する—(A)AT&T 同意判決に於いて明示的に許可された場合を除き、1996年電気通信法の制定日以前に、統計上の主要都市地域、統合された統計上の主要都市地域又は州に加入区域がまたがらない様に Bell 電話会社によって設定されたもの、又は(B)前記の制定日以降に Bell 電話会社によって設定されてもの、又は(B)前記の制定日以降に Bell 電話会社によって設定されたもの」47 U.S.C. §153(42)(2007)、LATAは全米で196存在する。LATA は、人口が多い州では、Indiana 州の様に10個も存在する場合があり、また、その規模の大きいものは New Mexico 州の全域に及ぶ。一般に過疎地域におけるほど LATA の地理的範囲は大きい。
- 13 ローカル通信における「ローカル通信事業者」(='Local Exchange Carrier(s)'/以下「LEC(s)」) 間の相互接続の場合には、発信側の LEC(s) から着信側の LEC(s) に対して相互接続料金が支払われる。
- 14 「アクセス・チャージ」(='access charge') とは、LEC(s) との接続に際して、「ユニバーサル・サービス」(='universal service') を目的として、「インター・エクスチェンジ・キャリア/長距離通信事業者」(='Inter Exchange Carrier(s)'

- or 'Interexchange Carrier(s)'/以下「IXC(s)」) 及びエンド・ユーザーが支払いを義務付けられる相互接続料金のことである。「(広義の) アクセス・チャージ」とは、LEC(s) が保有する通信回線に対する使用料金とユニバーサル・サービスを目的として IXC(s) に対して賦課される「事業者アクセス・チャージ」(='Common Carrier Line Charge'/以下「CCLC」) とを含む。概して、CCLC は、エンド・ユーザーが支払う長距離通信料金の約40%に達する。
- 15 かつての米国における AT&T 社による電話事業の事実上の独占及び同社の解体等について記した文献として、 Harry M. Shooshan III (ed.), Disconnecting Bell: The impact of the AT&T divestiture (1984)、邦文の文献では、山口一臣『アメリカ電気通信産業発展史:ベル・システムの形成と解体過程』(1994年)等が存在する。
- 16 Graham J. H. Smith (ed.), Internet Law and Regulation 4 (2d ed. 1997).
- 17 インターネット通信の制度的な特徴の詳細は、紙面の都合で省略する。例えば、拙稿・前掲注(1) [1.2] 等を参照のこと。
- 18 当事者間の個別の合意にもとづかず、各地に設置された「相互接続点」 (='Inter Exchange(s)'/IX(s)) で、ネットワーク間の相互接続が行われる場合も存在する。
- 19 一般的に、ピアリング・フィーは、より通信回線の容量が大きく、より遠距離との通信を実現することが可能なネットワークへ、すなわち、インターネットの上流部分への接続を可能とする事業者へ支払いが行われる。但し、当事者間の合意にもとづく相互接続は、常に有償であるとは限らず、無償で行われる場合も存在する。
- 20 「インターネット・サービス・プロバイダー」(='Internet Service Provider(s)'/以下「ISP(s)」) 間の相互接続であって、無償のものを「ピアリング」と呼び、有償のものを特に「トランジット」(='transit') と呼ぶ場合も存在する。
- 21 一定の時間に伝送可能な情報の量のこと。例えば、拙稿·前掲注(1) 「2.1.1 ] ¶ 1 等を参照のこと。
- 22 See supra note 2.
- 23 Eric W. Skopec & Thomas J. Housel, Global Telecommunications Revolution: The business perspective 95 (2000)。なお、その他の著作では、5番目の項目から、特に「ユニバーサル・サービス」(='universal service') に 関する事項を抽出して、1996年電気通信法の特徴を、全部で6項目とするものも少なくない。
- 24 47 U.S.C. §160 (a) (2007).
- 25 1996年電気通信法の施行にともなって必要となる80を超える規則を、最も遅いものでも同法の制定から30箇月以内に制定することが、「連邦通信委員会」(='the Federal Communications Commission'/以下「FCC」)に対して命じられた。それらは、1984年の「アメリカ合衆国司法省」(='Department of Justice'/以下「DOJ」)と当時の AT&T 社との間の1983年の United States v. AT&T, 552 F. Supp. 131 (D.D.C. 1982), aff'd sub nom. Maryland v. United States, 460 U.S. 1001 (1983)、所謂「修正同意判決」(='Modified Final Judgement'/以下「MFJ」)によって AT&T 社から分離された、「地域 Bell 電話会社」(='Regional Bell Operating Company (-ies)'/以下「RBOC(s)」)及びそれらが所有する「Bell 電話会社」(='Bell Operating Company (-ies)'/以下「BOC(s)」)が、長距離通信事業に参入する際の14項目のチェックリスト、暴力的又は性的な内容/コンテンツの未成年者による視聴を技術的に排除する「Vチップ」(='V chip')の導入、及び「ユニバーサル・サービス」(='universal service')等を含む。
- 26 同法の法案である H.R. 1555に添付して提出された下院議会報告書は、以下の様に記す。「当該法案は、3つの主要な部分から構成されている。第1に、当該法案は、『地域電話会社』(='Local Telephone Companies') 又は『ローカル通信事業者』(='Local Exchange Carrier(s)'/LEC(s)) に対して彼らのネットワークの一部に対する競争者のアクセスを提供することを要求することにより、ローカル電話市場において競争を促進する。第2に、当該法案は、電話会社に対して、その関連会社を通じて加入者に対する『ビデオ・プログラム』(='video programming') を提供することを許可することにより、多チャンネル市場において競争を促進する。当該政策の変更は、LEC(s) にそれらが保有する通信網に投資し、それを更新する。最後に、当該法案は、地上波放送局の競争力を維持、促進する。」H.R. Rep. No.204, 106th Cong., 1st Sess. 48 (1995), reprinted in 1996 U.S. Cong. & Adm. News, 10, 11.
- 27 1996年電気通信法は、FCC に対して、既存のメディア集中規制の再考も命じた。当該問題については、例えば、拙稿「アメリカ合衆国における2003年のメディア集中規制について—Prometheus Radio Project v. FCC が提起する問題を中心に—」群馬大学社会情報学部研究論集 第14巻 155頁以下(2007年)等を参照のこと。

- 28 47 U.S.C. §253 (a), (c) (2007).
- 29 47 U.S.C. §251 (a) (2007).
- 30 同法§251 (c) (3) は、「既存のローカル通信事業者」(='incumbent Local Exchange Carrier(s)'/以下「iLEC(s)」) が保有する「施設」(='facility (-ies)')又は「設備」(='equipment(s)')を、技術的に実現可能な地点で「ネットワーク構成要素」(='network element(s)')に分割することを要求し、そして、この様な「アンバンドル・ベース」(='unbundle base')で、かつ、合理的な条件にもとづいて、それらの要素に対する競争者によるアクセスを容認する義務を賦課する。47 U.S.C. §251(c) (3) (2007). 「ネットワーク構成要素」は、1996年電気通信法において、「ネットワーク構成要素の語は、電気通信サービスの提供に使用される施設又は設備を意味する。当該語は、加入者の番号、データベース、信号システム、及び料金の請求及び収納に必要な情報を含む、当該施設若しくは設備によって提供される、特質、機能及び性能をも含む。」と定義される。47 U.S.C. §153 (29) (2007).
- 31 本稿執筆の時点において、「アンバンドルされたネットワーク構成要素」(='Unbundled Network Element(s)'/以下「UNE(s)」)とされているものは、以下の7つ。(1)ループ/ローカル通信回線、(2)サブループ/ローカル通信回線の下位部分、(3)網インターフェイス装置、(4)タンデム交換機能を含む市内回線交換機機能(但し、マス-マーケットの顧客のための交換機能を除く)、(5)局間伝送設備、(6)信号及び通話関連データベース及び(7)運用サポート・システム。
- 32 47 U.S.C. §251 (b) (1) (2007).
- 33 47 U.S.C. §251 (c) (4) (2007).
- 34 In the Matter of Telephone Company-Cable Television Cross-Ownership Rules, Sections 63.54-63.58, CC Docket No.87-266, 7 FCC Rcd 5781, FCC 92-327 (rel. Aug. 14, 1992).
- 35 47 U.S.C. §573 (2007). 「ビデオ・ダイヤル・トーン」(='Video Dial Tone'/以下「VDT」) とは異なり、「オープン・ビデオ・システム」(='Open Video Systems'/以下「OVS」) の提供に際してはコモン・キャリアとしての義務が賦課されず、また、自主制作プログラムの放送も許可された。これらは、LEC(s) による「多チャンネル・ビデオ・プログラム配信」(='Multichannel Video Programming Distribution'/以下「MVPD」) サービス市場への参入を促進することを目的とするものであった。 *Id*.
- 36 47 U.S.C. §543 (2007).
- 37 Patricia Aufderheide, Communications Policy and the Public Interest: The telecommunications act of 1996, at 48 (1999).
- 38 ケーブル事業者と iLEC(s) が相手側の市場に相互参入することによる競争の創出を提言する最も初期の著作としては、Eli M. Noam, Towards An Integrated Communications Market: Overcoming the local monopoly of cable television 34 Fed. Comm. L. J. 209, 257 (1982) が存在する。VDT は、現在の Noam 教授の提言とほぼ同一の形で導入された。
- 39 これらの事業者との間において、10%を超える株式の相互保有が禁止された。47 U.S.C. §572 (2007).
- 40 拙稿・前掲注(1)83頁[図3-1]を簡略化して引用。なお、紙面の都合上省略した内容については、当該図を参照のこと。
- 41 「連邦(商務省)電気通信情報庁」(='National Telecommunications and Information Administration') のこと。電気通信及び情報に関する政策についての(1)大統領への助言をその最も主たる業務とするが、その他にも(2) FCC 及び連邦議会への提言・勧告、及び(3)連邦政府の電波利用の管理等も行う。同庁の HP〈http://www.ntia.doc.gov〉(visited Aug. 15, 2007)等を参照。
- 42 「国務省経済事業局国際通信情報政策部」(= 'The Bureau of Economic and Business Affairs' International Communications and Information Policy Division')のこと。近年では情報産業も含む、電気通信についての外交政策の策定・実施、及び政府機関、FCC 等との調整をその業務としてきた。同部の WWW サイト〈http://www.state.gov/e/eeb/cip/〉(visited Aug. 15, 2007)等を参照。
- 43 「合衆国通商代表」(='United States Trade Representative') のこと。連邦政府の行政府の1機関であり、合衆国と外国との通商交渉を担当する。その一環として、電気通信に関して、特に2国間交渉においてその任務を行う。但し、同国内部における通信行政について関与する範囲は実際には非常に限定される。同代表(部)の HP 〈http://

www.ustr.gov〉(visited Aug. 15, 2007) 等を参照。

- 44 FCC の定義においては、ISP(s) から消費者に至る、すなわち「下り方向」(='downstream')、及び消費者から ISP(s) に至る、すなわち「上り方向」(='upstream') の双方において、200KBps 以上の帯域を有する「高度な電気通信性能」(='advanced telecommunications capabilities') が「ブロードバンド」であるとされている。In the Matter of Inquiry Concerning the Deployment of Advanced Telecommunications Capability to All Americans in a Reasonable and Timely Fashion, CC Docket No. 98-146, Report, 14 FCC Rcd 2398, 2406, FCC 99-5 (rel. Feb. 2, 1999).
- 45 本稿では、ネットワークの末端部分において、自らの物理的ネットワークを殆ど又は全く保有せず、専らインターネットを経由する、コンテンツ、サービス、及び/又はアプリケーション等の提供に従事する情報技術関連事業者をこの様に定義する。具体的には、Google, Inc.、eBay Inc. 又は Amazon.com, Inc. に代表されるインターネット上でサービスを提供する事業者、Microsoft Corporation に代表される、アプリケーション・ソフトウェアやゲーム・ソフトウェアの製造・販売事業者、及びブロードバンド・サービスを実現する伝送路を保有しない ISP(s) 等が、当該語に含まれる。
- 46 インターネット上におけるコンテンツ配信に代表される「多対多」の通信を意味する。Clayton, supra note 8, at 394等を参照。
- 47 「国際電気通信連合」(='the International Telecommunication Union'/以下「ITU」) は、IP 電話を、「パケット交換を実現する IP ベースのネットワークを用いて、音声、ファクシミリ、その他の関連するサービスを伝送すること」を意味する、と定義する。例えば、ITU、IP Telephony Workshop June 14-16, 2000, Buckground Issues Paper, Doc. IPTEL/03 ¶3 (May 29, 2000) 等を参照。
- 48 「ヴォイス・オーバー・インターネット・プロトコル」 (='Voice over Internet Protocol'/以下「VoIP」) とは、技術的には「音声トラフィックを IP 上でパケット伝送すること」を意味し、厳密には、音声のパケット伝送サービスの 1 形態である IP 電話等とは区別される。Uyless D. Black, Voice over IP 1-2 (2d ed. 2002). FCC は、規制上の意味における「VoIP」を公式には定義していないが、概して、「如何なるものであれ、実時間の、多方向の音声機能を提供する IP が可能とするサービスであって、伝統的な電話に類似のサービスを含むが、それに限定されないサービスを含むもの」を意味する語として使用する。In the Matter of IP-Enabled Services, WC Docket No.04-36, Notice of Proposed Rulemaking, 19 FCC Rcd 4863, 4866, ¶3 n.7, FCC 04-28 (rel. Mar. 10, 2004). 近時の米国における IP 電話及び VoIP に対する規制については、拙稿「近時のアメリカ合衆国における IP 電話規制について」群馬大学社会情報学部研究論集 第13巻 93頁以下 (2006年)等を参照のこと。
- 49 拙稿・前掲注(1)90頁 [図3-2] を簡略化して引用。なお、紙面の都合上省略した内容については、当該図を参照のこと。
- 50 拙稿・前掲注(1) [3.2] 等で記す様に、AT&T 社と Tele-Communications, Inc. との合併、AT&T 社による MediaOne Group, Inc. の買収、及び America Online, Inc. と Time Warner Inc. との合併という、3つの大型合併 が発生した。しかし、2001年12月20日、AT&T 社は、これらの買収により成立した AT&T Broadband LLC を Comcast Corporation に売却することを発表し、その後、2002年11月18日に当該売却を完了した。また、前記の合併 で成立した AOL Time Warner Inc.も、当初期待された相乗効果を実現出来ず、2003年9月19日、社名を Time Warner Inc. に改めることを決定し、その後、合併前の両社を異なる部門に再構成した。
- 51 例えば、拙稿「近時のアメリカ合衆国における「ネットワークの中立性」をめぐる議論について」群馬大学社会情報学部研究論集 第14巻 175頁以下 (2007年)、特にその [1.2] 及び当該拙稿に引用されるその他の拙稿等を参照のこと。
- 52 In the Matter of Review of the Section 251 Unbundling Obligations of Incumbent Local Exchange Carriers; Implementation of the Local Competition Provisions of the Telecommunications Act of 1996; Deployment of Wireline Services Offering Advanced Telecommunications Capability, CC Docket Nos. 01–338; 96–98; 98–147, Report and Order and Order on Remand and Further Notice of Proposed Rulemaking, 18 FCC Rcd 16978, FCC 03–36 (rel. Aug. 21, 2003) (以下「Triennial Review」).

- 53 xDSL とは、既存の「公衆電話交換網」(='Public Switched Telephone Network'/以下「PSTN」)、特にその末端部分の加入者回線網において、既存の回線交換型の音声電話には使用されない高周波数部分を使用して、高速の情報伝送を可能とする一連の技術を意味する。xDSL には幾つかの種類が存在するが、現在「非対称デジタル加入者回線」(='Asymmetrical Digital Subscriber Line'/以下「ADSL」)が最も普及している。ADSL は、その標準によっても異なるが、理論値で、上り方向で最高5 MBps、下り方向で最高47MBps の帯域を確保するものも存在する。しかし、金属製の加入者回線網では、高周波数の信号は急速に減衰するため、その実効値は理論値を大幅に下回る。米国では、上り方向で最高約512KBps~1 MBps、下り方向で最高約1.5~6 MBps の帯域を確保するサービスが最も一般的に提供されている。George Abe & Alicia Buckley, Residential Broadband, Second Edition 195 (2d ed. 1999) 等を参照。
- 54 Triennial Review, *supra* note 52, ¶¶255-269.
- 55 *Id*. ¶ ¶ 273-284.
- 56 その後、Triennial Review において、FCC が、UNE(s) の (競争)「阻害性」(='impairment') について判断する権能を各州の委員会に委ねたことを中心に、その適法性をめぐって訴訟が提起され、その一部が無効であると判示された。United States Telecom Ass'n v. FCC, 359 F. 3d 554, 594 (D.C. Cir. 2004). その結果、FCC への差戻しの後に、改めて規則が公布された。In the Matter of Unbundled Access to Network Elements Review of the Section 251 Unbundling Obligations of Incumbent Local Exchange Carriers, WC Docket No.04-313; CC Docket No. 01-338, Order on Remand, 20 FCC Rcd 2533, FCC 04-290 (rel. Feb. 4, 2005).
- 57 In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Universal Service Obligations of Broadband Providers; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings: Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Conditional Petition of the Verizon Telephone Companies for Forbearance Under 47 U.S.C. §160 (c) with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Petition of the Verizon Telephone Companies for Declaratory Ruling or, Alternatively, for Interim Waiver with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Consumer Protection in the Broadband Era, CC Docket No.02-33; CC Docket No.01-337; CC Docket Nos. 95-20, 98-10; WC Docket No. 04-242; WC Docket No.05-271, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking, 20 FCC Rcd 14853; 2005 FCC LEXIS 5257; 36 Comm. Reg. (P & F) 944, FCC 05-150, ¶86 (rel. Sept. 23, 2005). 但し、iLEC(s) が選択する場合には、コモン・キャリア・ベースでのサービスの提供の継続も認められた。Id. ¶¶89-95.
- 58 1999年12月22日、FCC は、当時の Bell Atlantic Corporation によるニュー・ヨーク州での長距離通信サービスを 認可した。2003年末の時点で、米国の大陸部分の48箇州で RBOC(s) による当該サービスが提供され、長距離通信市場において約15.4%の市場占有率を占めるに至った。FCC、Statistics of Communications Common Carriers 2003/2004 Edition at 8 Table 1.5 (Oct. 12, 2004).
- 59 「ネットワークの中立性」(='network neutrality') とは、特にネットワークの利用者の視点から、通信の端点に知識を集中させ、2つの端点の間にあるネットワークを可能な限り簡単に構成するという「エンド・トゥー・エンド」(='end to end') の考え (Clayton, *supra* note 8, at 427等を参照) にもとづいて構築されたインターネットが、その誕生から現在に至るまで保持してきた、技術的・制度的に開放性を有する中立的な基本構造を維持することによって、それが実現してきた革新的競争及び消費者の利益を保護するべきであるという考えである。当該問題が指摘される初期の段階から、インターネットのエンド・トゥー・エンドの構造を維持するべきであるという考えの最も主要な支持者は、Stanford University の Lawrence Lessig 教授であった。Mark A. Lemley & Lawrence Lessig, The End of End-To-End: Preserving the architecture of the Internet in the broadband era, 48 UCLA L. Rev. 925, 971-72 (2001). Lessig 教授は、今日に至るまで、エンド・トゥー・エンドのインフラストラクチャーの手段として、オープン・アクセスを支持する。Lawrence Lessig, Reply: Re-Marking the Progress in Frischmann, 89 Minn. L. Rev. 1031, 1042-43 (2005).

- 60 近時の米国におけるネットワークの中立性をめぐる議論については、例えば、拙稿・前掲注(51)及び拙稿「アメリカ合衆国の第109連邦議会に提出された「ネットワークの中立性」についての政策に関する主要な法案について」群馬大学社会情報学部研究論集 第14巻 359頁以下(2007年)等を参照のこと。
- 61 SBC Communications Inc. (以下「SBC 社」) (当初は Southwestern Bell Corporation) は、1984年の AT&T 社分割で誕生した RBOC(s) の1つであり、デラウェア州法にもとづいて設立された、テクサス州 San Antonio 市に 本社を有する持株会社であった。同社は、当初は合衆国中西部を本拠として、ローカル通信サービスを 5 箇州で提供していたが、1997年に同じく RBOCであった Pacific Telesis Groupを、1998年に Southern New England Telecommunications Corporationを、更に、1999年に Ameritech Corporationを買収して、その規模を拡大し、当該合併の公表時には、当該サービスの提供地域をアーカンソー州、キャンザス州、ミズーリ州、オクラホウマ州、テクサス州、キャリフォーニア州、ネヴァダ州、コネティカット州、イリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、オハイオウ州、及びウィスコンシン州の13箇州に拡大していた。また、同社は、保有する BOC(s) を通じて、合衆国国内で、家庭内向け及び事業者向けの各種のサービスを提供していた。特に、BellSouth Corporation とのジョイント・ベンチャー/合弁事業である Cingular Wireless LLC の経営にも参画していた。SBC 社の WWW サイト〈http://www.sbc.com〉 (visited Feb. 3, 2005) 等を参照。
- 62 AT&T 社は、1885年にニュー・ヨーク州法にもとづいて設立された、ニュー・ジャージ州 Bedminster 町に本社を 有する公開会社であった。本件合併が公表された時点において、同社は、全米及び世界的な長距離通信ネットワーク を保有し、国内及び国際の、卸売り及び小売りを含む、多岐に渡る情報通信サービスを提供していた。それらは、マスーマーケット及び事業者顧客向けの、有線及び無線技術による、音声通話、データ通信及び運営のサービスを含む。また、同社は、合衆国政府に対する通信サービスの最も顕著な提供者の1つであった。AT&T社の WWW サイト 〈http://www.att.com〉 (visited Feb. 3, 2005) 等を参照。
- 63 Verizon Communications Inc. (以下「Verizon Communications 社」) は、デラウェア州法にもとづいて設立された、ニュー・ヨーク州 New York 市に本社を有する公開会社であった。同社は、持株会社として機能し、その子会社を通じて、多岐に渡るサービスを提供していた。それらは、マスーマーケット及び事業者顧客向けの、有線及び無線技術による、音声通話、データ通信及び運営のサービスを含む。同社は、ローカル通信サービスを、(旧)Bell Atlantic Corporation の営業地域を中心とする、コネティカット州、デラウェア州、メイン州、メアリランド州、マサチューセッツ州、ニュー・ハンプシャ州、ニュー・ジャージ州、ニュー・ヨーク州、ペンシルヴェイニア州、ロウド・アイランド州、ヴァモント州、ヴァジニア州、ウェスト・ヴァジニア州及びコロンビア特別区の13箇州と1箇特別区、並びに、(旧)GTE Corporation がサービスを提供していた地域を中心とする、アリゾウナ州、キャリフォーニア州、フロリダ州、アイダホウ州、イリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、ネヴァダ州、ノース・キャロライナ州、オハイオウ州、オレゴン州、サウス・キャロライナ州、テクサス州、ワッシントン州、ウィスコンシン州及びプエルト・リーコウの15箇州及び1箇連邦領の、合計28箇州、1箇特別区及び1箇連邦領で提供し、また、プロードバンド・サービスを全米の28箇州及びコロンビア特別区で提供していた。更に、同社は、2000年に形成されたVodafone Group Plc とのジョイント・ベンチャー/合弁事業であり、Verizon Wireless として全米最大の無線通信事業の1つを営んでいる Cellco Partnership の所有権の55%を保有し、その経営に参画していた。Verizon Communications 社の WWW サイト 〈http://www.verizon.com〉 (visited Mar. 5, 2005) 等を参照。
- 64 MCI, Inc. (以下「MCI 社」) は、デラウェア州法にもとづいて設立された、ヴァジニア州 Ashburn に本社を有する公開会社であった。同社の前身である WorldCom, Inc. 及びその事実上全ての内国子会社は、2002年 7 月21日、ニュー・ヨーク南部地区破産裁判所に連邦破産法11章にもとづく任意の申立てを行い、その後の2004年 4 月20日の再生にともなって、同社の商号を現在のものに改めた。同社は、持株会社として機能し、その子会社を通じて、多岐に渡るサービスを提供していた。それらは、マスーマーケット及び事業者顧客向けの、有線及び無線技術による、音声通話、データ通信及び運営のサービスを含む。MCI 社の WWW サイト〈http://www.mci.com〉(visited Mar. 5, 2005) 等を参照。
- 65 例えば、AT&T社は、2000年に、同社が伝送する通信量において、データ通信における通信量が、長距離音声電 話通信における通信量を上回ったことを明らかにした。同社が提供しているデータ通信は私企業が購入する専用線に

- おける通信量を含んでおり、必ずしもその全てが公共インターネットに接続されている IP 網であるという訳ではない。しかし、おそらく、それと時系列的に近い時期において、IP 網における通信量が公衆電話交換網における通信量を上回る、所謂「データ・ウェイブ」(= 'Data Wave')と呼ばれる現象が、発生したことについての強い推定が肯定され得る。AT&T Inc., Milestones in AT&T History, *available at* 〈http://www.corp.att.com/history/milestones.html〉(visited Aug. 15, 2007)等を参照。
- 66 米国では、殆どの地域で、家庭用の加入電話については、ローカル通話では定額制のみが採用されている。しかし、 New York 市や Chicago 市といった大都市地域では、従量制のみが提供されている。また、長距離通信料金の算定 に際して、殆どの場合には従量制のみが採用されている。Rolla Edward Park & Bridger M. Mitchell, Local Telephone Pricing and Universal Telephone Service 1 (1989) 等を参照。
- 67 インターネット通信の普及及びそれによる従来型の回線交換型の長距離電話通信の置換は、必然的に IXC(s) の収入の減少をもたらす。何故なら、回線交換型の長距離電話通信の対価は殆どの場合には従量制で支払われるのに対して、インターネットを構成する個々のネットワークは主に IXC(s) から専用線の形で提供されるものの、その対価は殆どの場合には定額制で支払われるからである。当該問題を含めて、より広くインターネット通信の法的性質とそれがもたらす問題については、拙稿「インターネット・サービス・プロバイダーへの通信を長距離通信であると認定した FCC の判断の破棄・差戻しを命じたアメリカ合衆国連邦控訴裁判所の判決について一ユニバーサル・サービスをめぐる議論を中心に一」公正取引599号(2000年10月号)72頁以下(2000年)等を参照のこと。
- 68 前掲注(50)を参照のこと。詳細については、例えば、拙稿・前掲注(1) [3.x] 等を参照のこと。
- 69 例えば、[3.1] 等を参照のこと。
- 70 SBC Communications Inc., SBC To Acquire AT&T, Creates Premier, Global Provider for New Era of Communications (rel. Jan. 31, 2005), *available at* 〈http://www.att.com/gen/press-room?pid=4800&cdvn=news&newsarticleid=21566〉 (visited Aug. 15, 2007) 等を参照。
- 71 15 U.S.C. §18 (2005).
- 72 United States v. SBC Communications, Inc., Civil Action No.1:05CV02102, Complaint (D.D.C. filed Oct. 27, 2005), available at 〈http://www.usdoj.gov/atr/cases/f212400/212421.htm〉 (visited Nov. 1, 2006)(以下「DOJ SBC/AT&T Complaint」).
- 73 United States v. SBC Communications, Inc., Civil Action No.1:05CV02102, Final Judgment (D.D.C. filed Oct. 27, 2005), available at 〈http://www.usdoj.gov/atr/cases/f212400/212424.htm〉 (visited Nov. 1, 2006) (以下「DOJ SBC/AT&T Consent Decree |).
- 74 この「ローカル専用線サービス」は、後述する FCC の同意命令において、「特別アクセス」(='special access') サービスとして規制されるものと同じものを意味する。
- 75 U.S. DOJ, Justice Department Requires Divestitures in Verizon's Acquisition of MCI and SBC's Acquisition of AT&T Divestitures in 19 Metropolitan Areas Preserve Competition for Certain Business Telecommunications Services, ¶1 (rel. Oct. 27, 2005), available at <a href="http://www.usdoj.gov/opa/pr/2005/October/05\_at\_571.html">http://www.usdoj.gov/opa/pr/2005/October/05\_at\_571.html</a> (visited Nov. 11, 2006) (以下「DOJ SBC/AT&T & Verizon/MCI, News]).
- 76 DOJ SBC/AT&T Complaint, supra note 72, ¶3.
- 77 DOJ SBC/AT&T & Verizon/MCI, News, supra note 75, ¶1.
- 78 「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」(='Lateral Connection(s)') は、「建造物への「導入点/入力点」(='the point of entry') から別個の建造物に奉仕する目的で使用される(光) ファイバーとの「繋込点」(='splice point(s)') までの「(光) ファイバーのストランド」(='fiber strand(s)') を意味し、以下の多いものから構成されなければならない (1)8の(光) ファイバーのストランド又は(2)当該訴状の(正式) 手続きの時点で測定される建造物に奉仕する、AT&T の施設において現在は使用されていない(光) ファイバーのストランドの1/2。当該(光) ファイバーのストランドは、SBC 又は AT&T の何れかによって所有される又は支配されるものから、被告及び取得者による相互の合意にもとづいて、提供され得る。」DOJ SBC/AT&T Consent Decree, *supra* note 73, ¶ II.F.
- 79 「取消権が留保されていない使用権」(='Indefeasible Rights of Use'/以下「IRU(s)」) は、「長期の「リース/(賃)

貸借/期間使用権契約上の利益」(= 'leasehold interest')であって、当該保有者に対して、ある電気通信施設において特定された(光)ファイバーの「ストランド」(= 'strand(s)')を使用する権利を付与するものを意味する。この最終同意判決のもとで、被告によって付与される IRU(s) は、以下のものでなければならない (1)最低10年間のものであること;(2)当該取得者に対して、その権利を維持する又は利用する目的で、月極料金又はその他の繰り返される料金/反復料金を要求しないこと;(3)当該 IRU(s) を、当該取得者によって、電気通信サービスを提供する目的で使用されることを可能とするために必要な、全ての追加的権利及び利益を含むこと;及び(4)「発生ベース」(= 'on a per occurrence basis')での維持費用の様な、「アンシラリー・サービス/付随的サービス」(= 'ancillary service(s)')に対する「譲渡人」(= 'grantor(s)')への支払いのための(契約の)条項を含む、その他の合理的、かつ、慣習的な(契約の)条項を含むこと;並びに(5)当該取得者の、それが希望する資産を使用する権利を、非合理的に制限しないこと(例えば、当該取得者は、当該 IRU(光)ファイバーに繋ぎ込むことを許可されなければならない)。」と定義される。 Id. ¶ II. E.

- 80 「剝奪資産」(='Divestiture Assets') は、「「添付書類A」(='Attachment A') に記載される位置/ロケーションへの「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」(='Lateral Connection(s)') のための IRU(s) 及び以下に述べられる十分な伝送、並びにこれらの資産が、取得者によって、電気通信サービスを提供する目的で使用されることを可能とする目的で必要な全ての追加的な権利を意味する。当該「剝奪資産」は、合衆国の唯一の判断のもとで、その承認に服して、被告及び当該取得者によって互いに合意された位置/ロケーションへの「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」を接続するために十分な伝送施設への IRU(s) を含む。「剝奪資産」の語は、資産の完全な剝奪及びこの最終合意判決の目的を遂行 [完成] する目的で、広く解釈されなければならない。合衆国の承認によって、その唯一の裁量のもとで、当該「剝奪資産」は、この最終合意判決の競争的目的を充足させるためには必要でない、資産及び権利を除外する目的で修正し得る。」と定義される。 Id. ¶ II. D.
- 81 Id. ¶ IV.
- 82 *Id*.
- 83 Id.
- 84 Id. ¶ V.
- 85 *Id*. ¶ X.
- 86 Id. ¶ VI.
- 87 Id. ¶ VII.
- 88 Id. ¶ VIII.
- 89 Id. ¶ IX.
- 90 Id. ¶ XI
- 91 Id. ¶ XII.
- 92 *Id*. ¶ XIII.
- 93 Id. ¶ XIV.
- 94 See Commission Seeks Comment on Application For Consent to Transfer of Control Filed By SBC Communications Inc. and AT&T Corp., Public Notice, WC Docket No.05-65, DA 05-656 (rel. Mar. 11, 2005), corrected by Erratum, WC Docket No.05-65 (rel. Mar. 14, 2005).
- 95 47 U.S.C. §214 (a) (2005).
- 96 47 U.S.C. §310 (d) (2005).
- 97 47 U.S.C. §35 (2005); see generally An Act Relating to the Landing and Operation of Submarine Cables in the United States, 47 U.S.C. §§34-39 (Cable Landing License Act).
- 98 FCC, FCC Approves SBC/AT&T and Verizon/MCI Mergers; Transactions Offer Significant Public Interest Benefits, 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005), available at <a href="http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A1.pdf">http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A1.pdf</a> (visited Nov. 3, 2005) (以下「FCC Verizon/MCI & SBC/AT&T, News]).

- 99 In the Matter of SBC Communications Inc. and AT&T Corp. Applications for Approval of Transfer of Control, WC Docket No.05-65, Memorandum Opinion and Order, FCC 05-183 (rel. Nov. 17, 2005), available at 〈http://fjallfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/FCC 05-183A1.pdf〉 (visited Nov. 11, 2006) (以下「FCC SBC/AT&T Order)).
- 100 FCC は、「特別アクセス」を、「2つの場所の間に専用の伝送リンク」と定義する。In the Matter of Special Access Rates for Price Cap Local Exchange Carriers; AT&T Corp. Petition for Rulemaking to Reform of Incumbent Local Exchange Carrier Rates for Interstate Special Access Services, WC Docket No.05-25, RM-10593, Order and Notice of Proposed Rulemaking, 20 FCC Rcd 1994, 1997, ¶7, FCC 05-18 (rel. Jan. 31, 2005) (以下「Special Access NPRM」).
- 101 FCC SBC/AT&T Order, supra note 99, ¶ ¶24-55.
- 102 See supra note 73.
- 103 FCC SBC/AT&T Order, supra note 99, ¶¶24-55.
- 104 Id. ¶¶56-80.
- 105 例えば、2004年7月22日、AT&T 社は、iLEC(s) に賦課されていた回線共用義務が失効したことを受けて、(マス-マーケットの)消費者を対象とする伝統的な音声電話サービスについて、今後は顧客の新規開拓を行なわないと発表した。AT&T Corporation, AT&T Announces Second-Quarter 2004 Earnings, Company to Stop Investing in Traditional Consumer Services; Concentrate Efforts on Business Markets (July 22, 2004), *available at* 〈http://www.corp.att.com/news/2004/07/22-13163〉(visited Aug. 31, 2007).
- 106 FCC SBC/AT&T Order, *supra* note 99, ¶ ¶81-107.
- 107 Id.
- 108 Id. ¶¶108-145.
- 109 Id.
- 110 *Id*. ¶¶146-152.
- 111 *Id*. ¶¶153-170.
- 112 「相互接続される VoIP サービス」とは、(1)実時間の 2 方向の音声通信を可能とし、(2)利用者の位置からブロードバンド接続を必要とし、(3) IP と互換性を有する「顧客の構内に設置される設備」(= 'Customer Premises Equipment(s)'/以下「CPE(s)」)を必要とし、そして、(4)利用者が、一般的に、PSTN から通話を受信し、PSTN へ通話を着信することを可能とするサービス、を意味する、と定義されている。In the Matters of IP-Enabled Services E911 Requirements for IP-Enabled Service Providers, WC Docket Nos. 04-36, 05-196, First Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking, FCC 05-116, Appendix B § 9.3 Definitions (rel. June 3, 2005)(以下「FCC 911 Order」). したがって、電話会社が保有する PSTN のほか、ケーブル事業者が保有するケーブル回線網を経由する IP 電話サービスも、当該定義に含まれる。
- 113 米国では、FCC 911 Order (see supra note 112) にもとづいて、「相互接続される VoIP サービス」の提供者に対して、緊急電話通話 (911) を可能とする性能の提供、及び/又は当該サービスの性能及び限界に関する通知を、顧客に対する標準的なサービスとして提供する義務が賦課されている。詳細については、例えば、拙稿・前掲注 (48) [3.5] 等を参照のこと。
- 114 FCC SBC/AT&T Order, supra note 99, ¶ 189.
- 115 Letter from Thomas F. Hughes, Vice President-Federal Regulatory, SBC, to Marlene H. Dortch, Secretary, FCC, WC Docket No.05-65, Attach. (filed Oct. 31, 2005), available at <a href="http://gullfoss2.fcc.gov/prod/ecfs/retrieve.cgi?native\_or\_pdf=pdf&id\_document=6518175935">http://gullfoss2.fcc.gov/prod/ecfs/retrieve.cgi?native\_or\_pdf=pdf&id\_document=6518175935</a> (visited Nov. 11, 2006).
- 116 FCC SBC/AT&T Order, supra note 95, Appendix F, Conditions.
- 117 47 C.F.R. §51.319 (a), (e) (2005).
- 118 電話会社の「中央局」(='central office') の地理的なサービス区域のこと。Clayton, supra note 8, at 625.
- 119 Disigal Service Level 1の略。1.544MBpsの帯域を意味し、T1の別名として使用される場合も存在する。

Clayton, subra note 8, at 209等を参照。

- 120 Disigal Service Level 3 の略。44.736MBps の帯域を意味し、28のT1及び音声チャンネルとして最大672の(伝統的な回線交換型の音声電話に相当する64KBps の)DS0を伝送する。DS3は、主に企業顧客によって、専用線接続やそれらが保有する「ワイド・エリア・ネットワーク」(='Wide Area Network(s)'/WAN)間の接続に使用されるほか、電気通信事業者によって、異なる地域間の又は大容量のデータ・サービス等にも使用される。*Id.* at 210等を参照。
- 121 47 U.S.C. §272 (a) (2005).
- 122 In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings: Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities; Internet Over Cable Declaratory Ruling; Appropriate Regulatory Treatment for Broadband Access to the Internet Over Cable Facilities, CC Docket No. 02-33; CC Docket No.01-337; CC Docket Nos.95-20, 98-10; GN Docket No.00-185; CS Docket No.02-52, Policy Statement, 20 FCC Rcd 14986; 2005 FCC LEXIS 5258; 36 Comm. Reg. (P & F) 1037, FCC 05-151 (rel. Sept. 23, 2005) (visited Sept. 25, 2005). 一般に「ブロードバンド政策声明」と呼ばれる。当該声明では、(1)ブロー ドバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、 自ら選択する合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有すること、(2)ブロードバンドの提供を 促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、法執行の必要に服 して、自ら選択するアプリケーションを作動させ、サービスを利用する権利を有すること、(3)ブロードバンドの提供 を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、自ら選択する、 ネットワークに損害を与えない適法の機器を接続する権利を有すること、及び(4)ブロードバンドの提供を促進し、公 共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、ネットワーク・プロバイダー、 アプリケーション・プロバイダー及びサービス・プロバイダー、並びにコンテンツ・プロバイダー間の競争を享受す る権利を有すること、という4原則が示された。
- 123 15 U.S.C. §16 (2005).
- 124 DOJ SBC/AT&T Complaint, supra note 72.
- 125 Sullivan 判事は、Microsoft 社を当事者とする反トラスト訴訟の審理の後半部分を担当し、和解の承認前に Tunney 法を発動し、当該協定を修正している。
- 126 United States of America v. SBC Communications, Inc. and AT&T Corp.; United States of America v. Verizon Communications, Inc. and MCI, Inc., Civil Action No.05-2102 (EGS), Order (D.D.C. rel. Mar. 29, 2007), available at 〈http://www.usdoj.gov/atr/cases/f222200/222299.htm〉 (visited Apr. 15, 2007) (以下「SBC/AT&T & Verizon/MCI Court Order」).
- 127 United States of America v. SBC Communications, Inc. and AT&T Corp.; United States of America v. Verizon Communications, Inc. and MCI, Inc., Civil Action No.05-2102 (EGS), (D.D.C. rel. Mar. 29, 2007), available at 〈http://www.usdoj.gov/atr/cases/f222200/222298.htm〉 (visited Apr. 15, 2007) (以下「SBC/AT&T & Verizon/MCI Court Opinion」).
- 128 DOJ の司法次官補で反トラスト部の長である Thomas O. Barnett 氏は、2007年3月30日、前日に公表された、SBC 社による AT&T 社の買収及び Verizon Communications 社による MCI 社の買収を承認する、コロンビア特別区連邦地方裁判所の判決を受けて、「我々は、当該裁判所が、当該和解が公共の利益に存すると認定したことを嬉しく思う。当該裁判所の行為は、当該和解の、長く、徹底した再考の結果として発生する。当該判決は、DOJ によって交渉された当該和解が、消費者への損害を救済することによって、公共の利益に存することを確認した。当該損害は、DOJが、もし、そうでなかったならば(当該救済が行われなければ)、これらの合併からもたらされたであろうと結論付けたものである。当該和解の登録は、当該剝奪という救済、それは、競争を消費者への利益に対して回復するもので

- あるが、を完全に実行し得るものである。」という声明を発表し、当該判決を歓迎した。U.S. DOJ, Justice Department Statement on District Court's Decision in Tunney Act Review of Proposed Settlements in U.S. v. SBC Communications and U.S. v. Verizon Communications (rel. Mar. 30, 2007), available at 〈http://www.usdoj.gov/atr/public/press\_releases/2007/222297.htm〉 (visited Apr. 7, 2007).
- 129 本件合併後に発生した AT&T Inc. と BellSouth Corporation との合併に際しては、DOJ は、申請者に対して何らの義務も賦課しなかったため、Tunney 法にもとづく裁判所の判断は示されなかった。しかし、SBC 社による AT&T 社の買収がその前提となったため、前記の合併に際して誓約されたコミットメントの内容にも影響を与えた。当該合併については、例えば、拙稿「近時のアメリカ合衆国における電気通信事業者間の大型合併をめぐる議論について・再論—AT&T Inc. と BellSouth Corporation との合併を中心に一」群馬大学社会情報学部研究論集 第 15巻 109頁以下(2008年)、及び拙稿「AT&T Inc. と BellSouth Corporation との合併に際して誓約されたコミットメントについて」群馬大学社会情報学部研究論集 第15巻 343頁以下(2008年)等を参照のこと。
- 130 Verizon Communications Inc., Verizon to Acquire MCI for \$5.3 Billion in Equity and Cash (rel. Feb. 14, 2005), available at 〈http://newscenter.verizon.com/press-releases/verizon/2005/page.jsp?itemID=29709748〉 (visited Aug. 15, 2007) 等を参照。
- 131 15 U.S.C. §18 (2005).
- 132 United States v. Verizon Communications Inc., Civil Action No.1: 05CV02103, Complaint (D.D.C. filed Oct. 27, 2005), available at <a href="http://www.usdoj.gov/atr/cases/f212400/212428.htm">http://www.usdoj.gov/atr/cases/f212400/212428.htm</a> (visited Nov. 11, 2006).
- 133 United States v. Verizon Communications Inc., Civil Action No.1: 05CV02103, Final Judgment (D.D.C. filed Oct. 27, 2005), available at 〈http://www.usdoj.gov/atr/cases/f212400/212433.htm〉 (visited Nov. 11, 2006) (以下「DOJ Verizon/MCI Consent Decree |).
- 134 *Id*. ¶ II. F. 前掲注(78)も参照のこと(「AT&T」を「MCI」に、「SBC」を「Verizon」に読み替えると、内容的に同一となる)。
- 135 Id. ¶ II. E. 前掲注(79)も参照のこと。
- 136 *Id*. ¶ IV.
- 137 本件同意判決は、DOJ SBC/AT&T Consent Decree (see supra note 73) におけるそれと、申請者が異なること 等を除いて、文言及び構成までほぼ同一である。詳細については、当該同意判決を参照のこと。
- 138 See Commission Seeks Comment on Application For Consent to Transfer of Control Filed By Verizon Communications Inc. and MCI, Inc., WC Docket No.05-75, Public Notice, DA 05-762 (rel. Mar. 24, 2005).
- 139 47 U.S.C. §214 (a) (2005).
- 140 47 U.S.C. §310 (d) (2005).
- 141 47 U.S.C. §35 (2005).
- 142 FCC Verizon/MCI & SBC/AT&T, News, supra note 98.
- In the Matter of Verizon Communications Inc. and MCI, Inc. Applications for Approval of Transfer of Control, WC Docket No.05-75, Memorandum Opinion and Order, FCC 05-184 (Rel. Nov. 17, 2005), available at <a href="http://fjallfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/FCC-05-184A1.pdf">http://fjallfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/FCC-05-184A1.pdf</a> (visited Nov. 11, 2006) (以下「FCC Verizon/MCI Order」).
- 144 前掲注(100)を参照のこと。
- 145 FCC Verizon/MCI Order, supra note 143, ¶ 24.
- 146 See supra note 133.
- 147 FCC Verizon/MCI Order, supra note 143, ¶¶219-221.
- 148 Letter from Ann D. Berkowitz, Associate Director, Federal Regulatory, Verizon, to Marlene H. Dortch, Secretary, FCC, WC Docket No.05-75 (filed Oct. 31, 2005) (Verizon Oct. 31 Ex Parte Letter), available at <a href="http://gullfoss2.fcc.gov/prod/ecfs/retrieve.cgi?native\_or\_pdf=pdf&id\_document=6518175942">http://gullfoss2.fcc.gov/prod/ecfs/retrieve.cgi?native\_or\_pdf=pdf&id\_document=6518175942</a> (visited Nov. 11, 2006).

- 149 FCC Verizon/MCI Order, supra note 143, Appendix G, Conditions.
- 150 *Id*. ¶¶24, 222-228.
- 151 概して、本件同意命令における FCC の認定及び命令は、FCC SBC/AT&T Order (*see supra* note 99) における それらと、極めて類似のものである。前記同意命令も参照のこと。
- 152 2005年8月3日、DOJの反トラスト部は、Sprint Corporationと Nextel Communications, Inc. との合併に関する捜査を終了することを発表した。U.S. DOJ, Statement of The Department of Justice Antitrust Division on the Closing of the Investigation of Sprint Corporation's Acquisition of Nextel Communications Inc., Investigation Focused on Whether Merger of Two Mobile Wireless Carriers Would Lessen Competition (rel. Aug. 3, 2005). その後、同年8月8日、FCCは、両者間の合併を承認した。In the Matter of Applications of Nextel Communications, Inc. and Sprint Corporation for Consent to Transfer Control of Licenses and Authorizations, WT Docket No.05-63, File Nos. 0002031766, et al., Memorandum Opinion and Order, FCC 05-148 (rel. Aug. 8, 2005).
- 153 AT&T 社は、本業である長距離通信事業の不振による赤字を補塡する目的で、Tele-Communications, Inc. 等の買収によって参入したブロードバンド・サービス部門である AT&T Broadband LLC, Network Computer, Inc. (NCI) の買収によって参入した情報通信機器の製造及び販売、並びに McCaw Cellular Communications, Inc. 等の買収によって獲得した移動体通信事業部門である AT&T Wireless Services, Inc. 等の主要な収益部門の殆どを、当該合併以前に売却していた。これらのことは、結果として、同社の経営状態の更なる悪化をもたらした。
- 154 特に、AT&T 社が、固定電話サービスと競争関係にあり、かつ、近時に急激な成長を遂げてきた移動体電話サービスの可能性に対する判断を誤ったことを指摘する見解も存在する。Christopher Rhoads, Missed Calls: AT&T Inventions Fueled Tech Boom, And Its Own Fall Bell Labs Invented Transistor, But Couldn't Exploit It; Passing Up a Cell License A Secret On Sale for \$25,000, Wall St. J., Feb. 2, 2005, at A1.
- 155 例えば、Crandall 博士は、当該時期の前後における IXC(s) の収入の減少及び資本支出の増大によって、専業の IXC(s) の 消滅 は、必然 的 に 発生 したと主張する。Robert W. Crandall, Competition And Chaos: U.S. telecommunications since the 1996 telecom act 17-30, 78-93 (2005).
- 156 例えば、Abernathy 委員は、当該変化の意義を強調する。[3,2]を参照のこと。
- 157 インターネット上における機器の位置を示す地図を作成する The Internet Mapping Project は、1998年の夏に、当時 Bell Laboratories(現在の AT&T Labs, Inc.)に在籍していた、Hal Burch 氏及び William R. Cheswick 氏によって、開始された。当該計画を含む幾つかの研究によれば、近時のインターネットは、従来それを特徴付けていた「メッシュ型」の構造のみならず、PSTN 等を特徴付ける「トゥリー型」の特徴も具備する構造へと変化してきた。このことは、帯域の確保に鑑みた場合に、ネットワークの末端部分と同様に、上流部分の重要性が更に増大したことも意味する。William R. Cheswick, Internet Mapping Project, *available at* 〈http://www.cheswick.com/ches/map/index.html〉(visited July 14, 2007)等を参照。
- 158 本件合併にともなう一連の合併審査において、バックボーン市場における反競争的効果は認定されなかった。また、UNE(s) に対する規制とは異なって、それに対するピアリングについては、直接的にはある特定の価格を条件付けられなかった。しかし、当該合併以前と少なくとも同数のピアリングの維持を条件付けることによって、当該条件が適用される地理的・時間的範囲において需給関係が大幅には変化しないという仮定において、一定の範囲で事実上の価格規制が行われたと理解することも可能であるものと思われる。このことは、FCCが、連邦通信法第 I 編にもとづく情報サービスに対する権限を背景に、少なくとも制度的にはインターネットの技術的・制度的な基本構造を維持してきたピアリングを尊重しつつ、規制を行ったものであると理解することも可能である。
- 159 AT&T 社及び Verizon Communications 社は、「グローバル・ティエール・ワン」(='Global Tier 1') と呼ばれるインターネットの最上流階層を構成するネットワークを保有する6つの事業者の中の2つであると言われる(その詳細は、契約上の守秘義務のために、必ずしも明示的に確認され得るものではない)。したがって、これらに対するピアリング(及び/又はトランジット)が、当該合併に際しての条件とされた意義は大きい。
- 160 詳細については、例えば、拙稿·前掲注(1) [3.1.2] 等を参照のこと。なお、UNE(s) の利用以外の手段による

ネットワークの構築も、従来と同様に可能である。

- 161 前掲注(122)を参照のこと。
- 162 所謂「Trinko 事件」において、合衆国最高裁判所は、1996年電気通信法と反トラスト法との関係について初めて 言及し、当該考えを肯定する判断を示した。See infra note 168.
- 163 例えば、Rubin 博士等は、多数者は、FCC による行政的救済が機能していると考えているが、実際にはそうではなく、競争法による救済が必要であると主張する。Jonathan L. Rubin, Norman Hawker & A. Adam Candeub, Access Remedies after Trinko *in* Network Access, Regulation and Antitrust 62-63 (Diana L. Moss, ed. 2005).
- 164 Nowicki 女史は、事業法から競争法への全面的な移行を主張する。Elizabeth A. Nowicki, Competition in The Local Telecommunications Market: Legislate or litigate?, 9 Harv. J. Law & Tec 353, ¶¶43-45 (1996).
- 165 Khan 教授は、技術革新の著しい情報通信市場における反トラスト法の適用の必要性を指摘し、事業法から競争法への移行を主張する。Alfred E. Khan, Telecommunications: The Transition from Regulation to Antitrust, 5 J. on Telecomm. & High Tech L. 159, 186-88 (2006).
- 166 Semeraro 准教授は、競争促進的な規制を考慮する際に裁判所が用いる分析的枠組みとして、(1)競争法の適用が事業法規制の枠組みに干渉するかを考察し、(2)干渉しないと判断される場合には競争法を適用する、という 2 段階の審査を提案する。概して、当該枠組みは、裁判所で使用されている様にも見受けられる。Steven Semeraro, The Antitrust-Telecom Connection, 40 San Diego L. Rev. 555, 608-09 (2003).
- 167 Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp., 472 U.S. 585, 105 S.Ct. 2847, 86 L.Ed.2d 467 (1985).
- 168 「エッセンシャル・ファシリティ」(='Essential Facility(-ies)'/以下「EF」) 理論にもとづいて主張がなされるためには、(1)独占者による EF の支配、(2)競争者による EF の構築が実際的又は理論的に不可能であること、(3)競争者に対する EF の使用禁止、及び(4)競争者による EF 使用の実現可能性の 4 要件が適切に提示されなくてはならない。本判決において、合衆国最高裁判所は、1996年電気通信法にもとづくアクセスの存在を認定して、「EF にもとづく主張は、州又は連邦の行政機関が、共有を強制する、並びにその範囲及び条件を規制する、効果的な権能を有する場合には、否定されなければならない……」という考えを採用して、EF 理論を採用しなかった。Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko, LLP, 540 U.S. 398, 405-11, 416 (2004).
- 169 Speta 准教授は、規制当局の専門知識と裁判所の事後審査の双方が、ローカル通信市場への競争導入に有用であると認識しつつも、連邦議会は、1996年電気通信法において、将来的に FCC による規制を裁判所の審査によって徐々に廃止することを意図し、その経過期間に必要な規制的枠組みを構築したと理解する。そして、限定的な規制が存続する領域は、競争法と整合性を有さないことを認める。James B. Speta, Antitrust and Local Competition under the Telecommunications Act, 71 Antitrust L.J. 99, ¶¶72-75 (2003).
- 170 Economides 教授は、経済学者の視点に鑑みた場合、Trinko 判決は、ローカル電気通信市場において独占者に準じた地位を有している Verizon Communications 社及びその他の RBOC(s) による独占を、強化し、維持するものであると批判する。 Nicholas Economides, Vertical Leverage and the Sacrifice Principle: Why the Supreme Court Got Trinko Wrong (NY Univ. L. & Econ. Working Paper #05-05), at 29-30 (Aug. 2005).
- 171 DOJ SBC/AT&T & Verizon/MCI, News, supra note 75, ¶1.
- 172 1996年電気通信法は、同法に定められた規制を、現実の事案に対して行使しないことをも含む広範な権限を、FCC に対して付与する。47 U.S.C. §160 (a) (2007).
- 173 例えば、2007年 6 月27日、「連邦取引委員会」(='the Federal Trade Commission'/以下「FTC」) は、ブロード バンドの接続性及び競争政策に関する報告書を公表した。そこにおいて、FTC は、競争及び消費者の保護の観点から 広範な事項に関する検討を行い、当該問題を取り扱う際の基準となる原則を提案した。FTC, Broadband Connectivity Competition Policy 155-162 (June 2007), available at <www.ftc.gov/reports/broadband/v070000 report.pdf〉(visited July 14, 2007). 近い将来においては、特にネットワークの中立性に関連する事項を中心に、DOJ 又は FTC と FCC との関係のあり方についての議論が活発化することも予測される。
- 174 概して、特に合併事件又はライセンスの移転をともなう事件において、FCC は、少なくとも結果としては、競争当局による規制に対する上乗せ規制を行ってきた。例えば、拙稿・前掲注(1) [3.x] 等を参照のこと。

- 175 なお、近時の VoIP 規制等に示される様に、消費者保護の観点から規制を賦課する事業法の存在意義については異論がない。例えば、拙稿・前掲注(48) [3.x] 等を参照のこと。主として消費者保護の観点から、事業法と競争法の調和を図るべきであるという考えも存在する。Daniel L. Cendan, Filling the Gaps: A principled approach to antitrust enforcement provides a necessary complement to the telecommunications act of 1996, 78 N.Y.U.L. Rev. 1755, 1788 (2003).
- 176 FCC, Chairman Kevin J. Martin Comments on Adoption of SBC/AT&T and Verizon/MCI Merger Orders, 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005), available at <a href="http://fjallfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A2.pdf">http://fjallfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A2.pdf</a> (visited Nov. 3, 2005).
- 177 FCC, Statement of Commissioner Kathleen Q. Abernathy, Concurring; Re: SBC Communications Inc. and AT&T Corp. Applicants for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order (WC Docket No.05-65) (rel. Oct. 31, 2005), available at <a href="http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936">http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936</a> A3.pdf> (visited Nov. 23, 2005).
- 178 FCC, Statement of Commissioner Michael J. Copps, Concurring; Re: SBC Communications Inc. and AT& T Corp. Applicants for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order (WC Docket No. 05–65) (rel. Oct. 31, 2005), available at <a href="http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A4">http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A4</a>, pdf> (visited Nov. 23, 2005).
- 179 Statement of Commissioner Jonathan S. Adelstein, Concurring; Re: Verizon Communications Inc. and MCI, Inc. Applications for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order (WC Docket No.05-65) (rel. Oct. 31, 2005), available at <a href="http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A5.pdf">http://hraunfoss.fcc.gov/edocs\_public/attachmatch/DOC-261936A5.pdf</a> (visited Nov. 23, 2005).
- 180 例えば、拙稿「アメリカ合衆国地方政府による AT&T 社のケーブル回線の非 AT&T 社系インターネット・サービス・プロバイダーに対する接続義務付けの合法性一ブロードバンド通信回線網へのオープン・アクセス問題を中心に一」公正取引 620号 (2002年 6 月号) 87頁以下 (2002年) 等を参照のこと。
- 181 例えば、拙稿・前掲注(1) [3.2]、拙稿・前掲注(51) [1.2] 及びこれらにも引用された一連の拙稿等を参照のこと。
- 182 例えば、2000年 6 月30日、当時 FCC の委員長であった William E. Kennard 氏は、ケーブル及びその他の施設を経由するインターネットへのアクセスに関する FCC による調査手続きの開始に関連して、当該調査は、必ずしも既存の電話会社に対して適用されるコモン・キャリア規則が、ケーブル事業者に対しても適用されることを意味するものではないと留保しつつも、所謂「Portland 事件」の連邦控訴裁判所判決において、ケーブル・モデム・サービスが提供される場合には電気通信サービスと情報サービスの双方が提供されると判断されたことを評価している。 FCC、FCC Chairman to Launch Proceeding on Cable Access, Kennard Says Time is Right to Establish Record on Marketplace Developments (rel. June 30, 2000).
- In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Universal Service Obligations of Broadband Providers; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings: Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Conditional Petition of the Verizon Telephone Companies for Forbearance Under 47 U.S.C. §160 (c) with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Petition of the Verizon Telephone Companies for Declaratory Ruling or, Alternatively, for Interim Waiver with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Consumer Protection in the Broadband Era, CC Docket No.02-33; CC Docket No.01-337; CC Docket Nos. 95-20, 98-10; WC Docket No. 04-242; WC Docket No.05-271, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking, 20 FCC Rcd 14853; 2005 FCC LEXIS 5257; 36 Comm. Reg. (P & F) 944, FCC 05-150 (rel. Sept. 23, 2005).
- 184 National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services, 125 S. Ct. 2688; 2005 U.S. LEXIS

- 5018 (2005) (以下「Brand X」). 例えば、拙稿「近時のアメリカ合衆国におけるケーブル・モデムを経由するブロードバンド・インターネット・サービスに対する規制をめぐる議論について・再論—National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services における合衆国最高裁判所判決を中心に一」群馬大学社会情報学部研究論集 第13巻 125頁以下 (2006年) 等を参照のこと。
- 185 当該問題の詳細については、拙稿・前掲注(184) [3.1] 等を参照のこと。
- 186 例えば、FCCの Martin 委員長は、所謂「Brand X事件」の最高裁判決が下された2005年6月27日、「この判決は、非常に必要とされている規制的明白性及び全てのプロバイダーに対して適用され得るブロードバンドのための枠組みを提供する。我々は、今や、全てのアメリカ人に対するブロードバンド・サービスの提供に拍車をかける規制を仕上げる目的で、迅速に前進することが可能である。」と述べて、合衆国最高裁判所が、FCCの判断を維持したことを歓迎した。FCC、Chairman Kevin J. Martin's Announcement Regarding the Supreme Court's Decision in Brand X (June 27, 2005).
- 187 前掲注(59)を参照のこと。「ネットワークの中立性」については、例えば、拙稿・前掲注(1) [3.x]、拙稿・前掲注(51)及び(60)、並びにこれらにも引用された一連の拙稿等も参照のこと。
- 188 本稿執筆の時点において、その他の有線のブロードバンド・サービスの提供者は、「ネットワークの中立性」との 関連において、トラフィック/通信量の遮断又は意図的な遅延を行う場合にのみ、規制の対象とされる。拙稿・前掲 注(51) [3.x] 等を参照のこと。
- 189 ケーブル事業者が、全体として、2005年12月の時点で、全米で5,024万提供されているブロードバンド・サービス において50.8%(2,552万)の市場占有率を有する最大の提供者であることに鑑みた場合、それらに有利な規制の非 対称性は問題視されるべきである様に思われる。なお、同時点で、RBOC(s) は、全体で39.3%(1,974万)の市場占 有率を有していた。FCC、High-Speed Services for Internet Access: Status as of December 31,2005 at 12 Table 6(July 2006)なお、ここで述べる「インターネット・アクセスを目的とする高速回線」とは、少なくとも1方向に 200KBps 以上の帯域を有する伝送するものを意味する。*Id*.
- 190 ケーブル事業者が提供する MVPD サービスは、専ら連邦通信法第 VI編のもとで、ケーブル・サービスとして規制される。一方、iLEC(s) が提供する MVPD サービスは、無線通信によるものは、同法第 III編(及び同法 §652)のもとで無線として、公衆通信ベースのものは、同法第 III編(及び同法 §652)のもとで電気通信として、OVS によるものは、同法 §653のもとで OVS として規制されるほか、同法第 VI編のもとで、ケーブル・サービスとして規制されるものも存在する。47 U.S.C. §571 (2007).
- 191 第109連邦議会に提出された連邦通信法の大幅な改正を目的とする法案の代表的なものとして、2005年7月27日に、 ネバダ州選出の共和党上院議員 John Ensign 氏を法案提出者とし、アリゾナ州選出の共和党上院議員 John McCain 氏を含む15名を共同提出者として提出された S.1504 「市場に導かれる電気通信市場の確立、既存の通信サービスの 政府によって管理される競争の廃止、及び機能的に同等のサービス間の同等性を提供する法案」(='A BILL To establish a market driven telecommunications marketplace, to eliminate government managed competition of existing communication service, and to provide parity between functionally equivalent services') (その簡略化 された表題は、「ブロードバンド投資及び消費者選択法」(='the Broadband Investment and Consumer Choice Act'/以下「BICCA」)) が存在する。S.1504 (IS), 109th Cong., 1st Sess. (2005). 同法は、当該連邦議会に提出され た連邦通信法改正案の中で最も注目されたものの1つであり、電話会社、ケーブル事業者及び衛星通信事業者の競争 環境の斉一化を実現し、MVPD 市場への新規参入の促進を目的として、従来はケーブル事業の提供に必要とされて きたフランチャイズの取得義務を撤廃する。Id. \$13 (a) (1). その一方で、地方政府の歳入の確保を目的として、公的 敷設権を使用するビデオ・サービスの提供者の総収入の 5 %を上限とする料金の賦課を認める。*Id*. §13 (b) (1) (A). ま た、同じく、第109連邦議会に提出された下院法案である H.R. 5252 (RFS)「ブロードバンドのネットワーク及びサー ビスを提供する法案」(='A BILL To promote the deployment of broadband networks and services') (その簡 略化された表題は、「2006年通信の、機会、促進、及び強化法」(='the Communications Opportunity, Promotion, and Enhancement Act of 2006')) では、第 I 編「全米ケーブル・フランチャイジング」として、上院法案である(当 初はS. 2686 (IS) として提出された) H.R. 5252 (RS) 「ブロードバンドのネットワーク及びサービスの提供を促

進する法案」(='A BILL To promote the deployment of broadband networks and services')(その簡略化された表題は、「高度電気通信及び機会改革法」(='the Advanced Telecommunications and Opportunities Reform Act')又は「2006年通信法」(='the Communications Act of 2006'))では、第 III 編「フランチャイジング・プロセス/過程の簡素化」として、「全米ケーブル・フランチャイジング」の実現を目的とする規定が各々提案された。しかし、これらの何れの法案も成立しなかった。例えば、拙稿・前掲注(60)等も参照のこと。ケーブル事業に対する規制緩和は、iLEC(s) に対するのと同時に、地方当局の権限に服してきたケーブル事業者に対する規制緩和としての意味も有する。概して、ケーブル事業者は、電話会社との間に「同一の競争水準」(='level playing field')が確保されることを前提に、それを肯定的に捉えている様に見受けられる。

- 192 詳細については、例えば、拙稿・前掲注(1) [3.1] 及び拙稿・前掲注(51) 等を参照のこと。
- 193 所謂「Brand X 事件」(前掲注(184)を参照のこと)の合衆国最高裁判決において、当該裁判所は、ケーブル事業者に対して、1934年通信法第 II 編にもとづくコモン・キャリア義務の賦課を要求する MCI 社の申立てを却下した。 Brand X, 125 S. Ct. at 2710-12 (2005). すなわち、ケーブル事業者は自らの伝送路を保有するにも関わらず、音声通話サービスの提供にともなう追加的な義務は賦課されない。
- 194 前掲注(112)を参照のこと。
- 195 詳細については、例えば、拙稿・前掲注(48) [3.5]及び [3.6] 等を参照のこと。
- 196 近時では、PSTN の廃止も想定する法案も連邦議会に提出されてきた。例えば、第109連邦議会に提出された S.1504 BICCA (前掲注 (191) を参照) は、iLEC(s) が保有する PSTN に対する現行の規制を基本的に2011年 1 月 1 日まで廃止するという規定を定める。 Id. §10 (b). このことは、制度に支えられた PSTN の当該時点での廃止を想定していると理解することが可能である。
- 197 レイヤー型規制論は、既存の規制が、基本的に、サービスが提供される施設にもとづいて、電気通信、地上波放送、ケーブル、衛星及び移動体通信等の分類で行われるのに対して、通信を構成する機能的要素、すなわち、「国際標準化機構」(='International Organization for Standardization'/ISO)が策定した Open System Interconnection (以下「OSI」)の参照モデル(すなわち、所謂「OSI 参照モデル」(='OSI reference model')における「レイヤー/層」(='layer(s)')(すなわち、下位から上位の順に、(1)物理層、(2)データ・リンク層、(3)ネットワーク層、(4)トランスポート層、(5)セッション層、(6)プレゼンテーション層及び(7)アプリケーション層)にもとづく水平的な規制の重要性を主張する。OSI 参照モデルについては、Clayton, supra note 8, at 422-23等を参照。インターネット通信では、(3)が、IP、(4)が、TCP として公開され、その他の層における革新を促進したと言われている。レイヤー型規制論は、特にネットワークの下位層(物理層側)において、必要な競争を育成する目的で既存の規制を再検討し、上位層(アプリケーション層側)において、革新を維持し促進する際に有用である、と主張される。Richard S. Whitt, A Horizontal Leap Forward: Formulating a new communications public policy framework based on the network layers model, 56 Fed. Comm. L.J. 587, 672 (2004).
- 198 「次世代のネットワーク」(='the Next Generation Network(s)'/NGN(s)) とは、「有線(通信)と無線(通信)との収束/融合」(='Fixed Mobile Convergence'/以下「FMC」) と呼ばれる、固定通信及び移動体通信の統合、及び各種のマルチメディア・サービスの実現等を可能とする、IP 技術の応用によって実現される、次世代の電話網を意味する。なお、FMC の定義は未だに確定していない(公的な定義も存在しない)が、一般に、有線(通信)と無線(通信)との間における、(1)使用される端末機器の共用化、(2)請求書の統合及び(3)物理的ネットワーク・レベルでの収束/融合の何れか又はこれらの結合を意味する語として使用されている様に見受けられる。
- 199 IP ベースの次世代ネットワークの建設及び既存の PSTN の IP 化は、各国で実現されつつある。米国では、RBOC(s) である SBC 社や Verizon Communications 社によって、光ファイバーによる次世代ネットワークの建設が開始されている。英国では、2004年6月9日、BT Group Plc が、(既存の金属製の加入者回線網を強化する形で) 2008年までに PSTN の顧客の大多数を IP 網へ移行させる計画を発表した。我が国でも、2004年9月15日、KDDI 株式会社が、2007年度末までに固定電話網の IP 化を完了する計画を発表した。また、2004年11月10日、日本電信電話株式会社が、「NTT グループ中期経営戦略」を発表し、翌年11月9日には、IP ベースの次世代ネットワークの構築及びブロードバンド・サービスの展開に関する計画の詳細を公表している。

- 200 近い将来には、電話、ケーブル等の従来型のサービスの分類にもとづく機能的アプローチではなく、レイヤー論にもとづく又はそれを反映する規制が行われる可能性が、一定の程度で存在するものと思われる。そして、基本的には、ネットワークの中立性を確保しつつ、ブロードバンド・サービスを中心に規制緩和政策が採用されるものと思われる。その一方で、従来は PSTN が提供してきた実時間の音声通話サービスについては、その必要性に鑑みて、消費者にPSTN に準じた便益を提供することを可能とする目的で、当該サービスの提供者に対して一定の義務が賦課されるものと思われる。また、PSTN に近い偏在性の確保については、物理的ネットワークの大部分が私企業による投資によって構築された時点で、高費用・非採算地域については、公的補助を含めた形で実現の可否についての検討が行われる可能性が高いものと思われる。
- 201 総務省「ネットワークの中立性に関する懇談会 最終報告書」(座長:林敏彦 放送大学教授)(平成19年9月20日)では、行政当局が、ネットワークの中立性を、ブロードバンド政策における基本的視点の1つとして位置付けることの必要性が指摘された。
- 202 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」(座長:堀部政男 中央大学法科大学院教授)(平成19年6月19日)では、従来は放送法及び通信法等によって実現されてきた所謂「縦割り型」規制から、伝送路、コンテンツ、プラットフォーム等にもとづく「レイヤー型」規制への転換が提言された。
- 203 総務省「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)では、「通信関連」として、「高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。」と規定された。

「原稿提出日 平成19年9月14日) 修正原稿提出日 平成19年11月14日)